

第3期千葉県教育振興基本計画

次世代へ光り輝く 「教育立県ちば」プラン



ちばの教育の力で「県民としての誇り」を高める! 「人間の強み」を伸ばす! 「世界とつながる人材 | を育てる!

はじめに

千葉県は、首都圏に位置し、豊かな自然環境や世界に誇れる社会基盤、 バランスの取れた産業構造など、様々なポテンシャルに溢れています。

こうしたポテンシャルを最大限に発揮させることで、県民の皆様が「くらし 満足度日本一」を感じ、次世代に誇れるような「日本一の光り輝く千葉県」を実現することができる と考えています。

そのためには、千葉県、そして日本の未来を担う子供たちが、「強く、美しく、元気な心」を育み、 社会で自立し、自らを積極的に役立て生かしていこうとする態度や能力をしっかりと育てていく ことが大切です。

一方で、IoTやビッグデータ、AI等の技術革新の進展、少子高齢化の進行や地域間格差の拡大など、本県の教育をとりまく環境は日々変化し、子供たちの体力低下や児童虐待事案の発生などの様々な課題も生じています。

また、国においても、総合教育会議の設置などの教育委員会制度の改革や、小・中・高・特別支援 学校の各学習指導要領の改訂、これに伴う道徳の教科化、小学校における外国語の教科化など、様々な 取組が進められています。

千葉県では、こうした状況を踏まえながら、本県の様々な教育課題への議論を深めていくため、 平成30年度に「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」、令和元年度に「次世代へ 光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」を設置し、専門家などの方々から御意見を いただいてまいりました。

そして、多くの県民の皆様からの御意見も踏まえ、このたび第3期教育振興基本計画として、 「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を策定いたしました。

本計画においては、千葉県が持つ教育のポテンシャル、すなわち「ちばの教育の力」で、「子供たちの『県民としての誇り』を高め、『人間の強み』を伸ばし、『世界とつながる人材』を育てる」という基本理念の下、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供の育成、「自信」と「安心」を育む学校の構築、家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備、そして、世界を舞台に活躍する人材の育成と「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会の創造を施策の柱としています。

本計画に基づき、教育委員会をはじめ、学校や保護者、多くの関係者の方々と共に質の高い教育を確立し、子供たちが「千葉に生まれ、千葉に住み、千葉で学んで本当によかった」と胸を張って言えるように、千葉県の未来をより一層輝きに満ちたものにしていくことを目指して、全力で取り組んでまいります。

令和2年2月

千葉県知事はの保作

ちばの教育の力で「県民としての誇り」を高める! 「人間の強み」を伸ばす!「世界とつながる人材」を育てる!

千葉県では、平成27年2月に第2期教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定しました。この計画では、平成22年3月に策定した第1期教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」で描いた「千葉県教育の目指す姿」を継承しつつ、これらを実現するための3つの大目標(プロジェクト)や施策の方向性を示しつつ、当面の5年間(平成27~31年度)に実施する重点的な取組を盛り込み、具体の施策を展開してきたところです。

この間、国においては、平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会制度の改正、平成29年3月に小・中学校の、平成30年3月には高等学校の新学習指導要領の告示など、教育改革をめぐる様々な動きがありました。また、平成30年6月、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」など4つの基本的な方針からなる第3期の教育振興基本計画が策定されました。

県教育委員会では、こうした国の状況を踏まえながら、県の第3期教育振興基本計画を策定するため、平成30年度には「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」、令和元年度には「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」を開催し、本県の教育課題を整理するとともに、今後の本県教育の施策や取組について、大所高所から御意見をいただきました。また、教育関係者からの意見聴取や、パブリックコメントなどを通して、県民の方々からも数多くの御意見をいただいております。

こうした多くの御意見を踏まえながら、ここに、第3期教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」を策定することができました。

ここでは、千葉県の持つ教育のポテンシャル、すなわち「ちばの教育の力」により、「『県民としての誇り』を高める!『人間の強み』を伸ばす!『世界とつながる人材』を育てる!」ことを基本理念に定め、「志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる」、「『自信』と『安心』を育む学校をつくる」、「家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える」、「世界を舞台に活躍する人材を育成し、『楽しい』 『喜び』に満ちた豊かな社会を創る」の4つを計画の基本目標としました。

さらに、この基本目標の下、「学力向上」、「読書」、「ICT活用」、「キャリア教育」など、子供たちに将来求められる資質・能力の育成に関する取組を一つに集約して重点施策にするとともに、第2期計画では別々の施策に分かれていた、様々な困難を抱えた児童生徒や家庭へのきめ細かな支援に関する取組を一つにまとめ、新たに重点施策として位置づけています。加えて、学びの質を高め、情報活用能力を育成する「ICT利活用の推進」を新たな取組として位置づけました。

令和2年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本県もオリンピック4競技・パラリンピック4競技の会場となります。また、第5回目となるちばアクアラインマラソン2020が開催されるなど、本県が全国から、世界から注目される年になります。

これを契機に、子供たちが将来、郷土や世界で活躍することができるよう、学校、家庭、地域において、全ての県民がつながり、かかわることにより、さらに大きな教育力として、「教育立県ちば」の実現を目指していきます。

目 次

第1章 計画策定	官の基本的な考え方	·· 1
 計画策定σ)趣旨	. 2
2 計画の性格	ዿ	. 3
3 計画の期間	5 ······	. 3
4 策定のプロ]セス	. 3
第2章 千葉県教	教育の目指す姿	. 5
1 千葉県教育	ずをめぐる現状と課題	. 6
(1) Alな	ど技術革新の進展や Society5.0 への対応 ····································	. 6
(2) 自己肯定	定感、自尊感情の向上	8
(3) 誰一人	取り残さない教育の実現	10
(4) 人口減少	少・少子高齢化の進行や地域間格差への対応	12
(5) コミュ:	ニティ・スクール導入など地域コミュニティの充実	14
(6) 教員の	多忙化と働き方改革	15
(7) 子供をと	めぐる重大事案の発生	16
2 第2期計画	回の検証	17
(1) 第2期	計画全体の達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(2) 第2期	計画の課題と対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3 第3期計画	画の「基本理念」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4 第3期計画	回の「基本目標」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第3章第3期	F葉県教育振興基本計画の施策・取組	29
1 第3期千葉	ミ県教育振興基本計画の施策体系	30
2 今後5年間	間に実施する施策と主な取組	
基本目標1	ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる	
施策1	人生を主体的に切り拓くための学びの確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
施策2	道徳性を高める心の教育の推進	39
施策3	生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進	42
施策4	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
基本目標2	ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる	
施策5	人間形成の場としての活力ある学校づくり	46
施策6	教育現場の重視と教員の質・教育力の向上	50
施策フ	多様なニーズに対応した教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

基本目]標3	まずな ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、	
		全ての人が活躍できる環境を整える	
抗	施策8	家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進	55
抗	施策 9	人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進	58
基本目]標 4	ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、	
		「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る	
抗	施策 10	郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成	61
挩	施策 11	「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進	64
第4章計	一画の推	발進にあたって	67
1 県民	一体と	なって取り組む体制づくり	68
(1)	これから	6の教育行政	68
(2)	多様な言	主体との連携と協働 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(3)	教育投資	資の充実	69
2 計画	の進捗	管理	69
(1)	千葉県教	数育の「あるべき姿」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
(2)	施策実於	布指標	70
資料	編 …		73

第1章 🚃

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、平成22年3月に千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」 (以下「第1期計画」という。)を策定し、本県教育の10年後の姿を展望し、「教育立県ちば」「教育日本一」の実現に向けて、「夢・チャレンジプロジェクト」「元気プロジェクト」「チームスピリットプロジェクト」の3つのプロジェクトのもと、各種施策を推進してきました。

また、平成27年2月には、第1期計画の実績と、少子高齢化の進展、東日本大震災の発生など、第1期計画策定後の本県を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2期千葉県教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(以下「第2期計画」という。)を策定し、第1期計画に続き、3つのプロジェクトのもと、本県教育の振興に取り組んでまいりました。

この間、本県における少子高齢化はさらに加速しています。平成31年4月1日現在、65歳以上人口は約169万人に達しており、本県の総人口に占める割合は26.8%となっています。今後も高齢化の更なる進展が予想される中、人生100年時代を見据え、県民一人一人が、その生涯に渡って自律的に学び、必要とする様々な力を身につけ、その成果を社会で生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります。

また、本県には、都市部から郊外、さらには過疎化が進む地域まで、多様な地域が存在します。 子育て世帯の流入により30歳前後及び10歳以下の転入が多い地域がある一方、少子化の進展によって 子供が減少し、学校の統廃合が進む地域も見られます。こうした中、千葉のどこに住んでいても、質の 高い教育が受けられるよう、必要な環境を整備していく必要があります。

さらに、I o T (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能 (A I) 等をはじめとする技術革新の一層の進展により、社会や生活の大きな変化が予想されています。近い将来、現在ある多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘もある中、子供たちには、このような新たな時代を生きていくために必要な能力を育てる必要があります。

そこで、第1期計画、第2期計画の成果を継承しつつ、これからの5年間で重点的に取り組む施策・取組を示した、第3期の千葉県教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)を策定することとしました。

本県は、首都に隣接しながら、三方を海で囲まれ、温暖な気候、豊かな自然に恵まれ、多様な産業や優れた多くの人材が集まるなど、郷土としての魅力にあふれています。

さらに、令和2年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、県内でも千葉市・ 一宮町を会場に、合わせて8競技が開催されます。子供たちにとっては、一生に一度とも言えるこの 機会を契機に、世界に目を向け、世界とつながっていくことが期待されます。

こうした、本県の持つ教育のポテンシャル、すなわち「ちばの教育の力」で、次世代に向けて、力強く 歩んでいく子供たちの育成を目指して、学校だけではなく、全ての県民が一丸となって、次世代へ光り 輝く「教育立県ちば」の実現を目指します。

2 計画の性格

この計画は、10年後、2030年の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画であり、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

さらに、県政運営の基本であり、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」の下での教育に係る個別計画としての性格も有するものです。

なお、計画の策定にあたっては、第1期計画、第2期計画と同様に学校教育、社会教育、スポーツの ほか、文化振興、さらには福祉・環境なども視野にいれ、記載しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間です。

4 策定のプロセス

計画の策定に当たり、平成30年度は「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」を設置しました。

「子供の資質・能力の向上」「道徳教育の充実」「学校指導体制の構築」「いじめ不登校防止、特別支援教育・魅力ある学校づくり 等」「家庭・地域の教育力の向上と活用」「体育・スポーツと文化の振興」の6つのテーマについて、意見をいただき、10年後、2030年の「千葉県教育の目指す姿」を整理するとともに、第3期計画の骨格となる「基本目標」や「千葉県教育の目指す姿」を検討しました。

さらに、令和元年度は、第3期計画の「基本目標」や「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、本県教育の施策や具体的な取組について意見を聴取するため、「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置しました。

この有識者会議でいただいた意見を踏まえるとともに、平成30年6月に決定された国の第3期教育振興基本計画を参酌しつつ、教育関係者、関係団体からの意見聴取、パブリックコメントなど、多くの県民の声を反映しながら、第3期計画を策定しました。



第2章 ___

千葉県教育の目指す姿

■ 千葉県教育をめぐる現状と課題

ここでは、現在の教育をめぐる社会の状況や課題について、7つの視点で整理しました。

(1) A I など技術革新の進展や Society 5.0 への対応

2030 年頃には、第四次産業革命といわれる、I o T (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能 (A I) 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society5.0) の到来が予想されています。

技術革新の進展により、今後10年~20年後には日本の労働人口の相当規模が、技術的にAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。

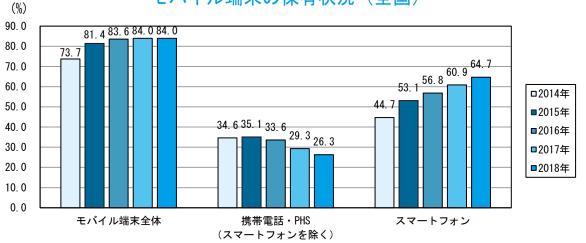
AIの発達によって、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘もありますが、そのような時代だからこそ、情報通信技術 (ICT) を主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性といった、人間の強みを発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

また、スマートフォンなどの普及に伴い、ICTを利用する時間は増加傾向にあります。情報化が進展し身近に様々な情報が氾濫し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味して読み解くことが少なくなっているとの指摘があります。加えて、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が急速に普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大しています。

このため、子供たちが文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるよう、言語能力を育成するとともに、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報リテラシーや情報モラルを身に付けていくことが求められます。

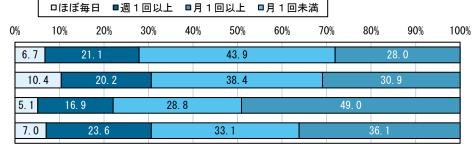
さらに、近年では、ポジティブ心理学や脳科学の発達により、感謝感情・感謝行動と幸福感の間には因果関係があることが立証されていると言われています。子供たちが、情報化社会、AI社会に求められる新たな知識を身につけ、それを生かして新たなことに挑戦し、社会に役立つことができたり、周囲から感謝されたりすることは、永続する幸福感の実現、自己有用感や自尊感情、自己肯定感の向上にもつながります。こうした観点から、ウェルビーイング(主観的幸福感)の教育への応用について研究することが求められます。





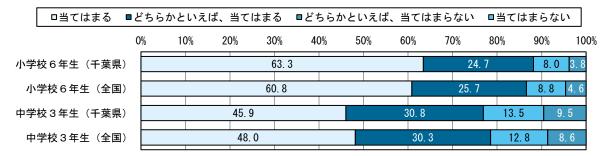
出典:総務省「通信利用動向調査」

全国学力・学習状況調査「小学校5年生までに、または中学校1、2年生のときに受けた 授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか」



小学校6年生(千葉県) 小学校6年生(全国) 中学校3年生(千葉県) 中学校3年生(全国)

全国学力・学習状況調査「授業でもっとコンピュータなどの I C T を活用したいと思いますか」



出典: 文部科学省「平成31年度全国学力・学習状況調査」

(2) 自己肯定感、自尊感情の向上

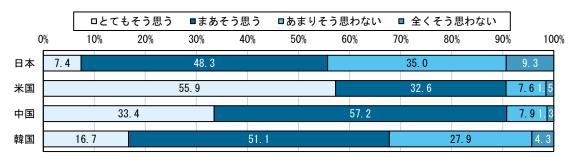
日本の子供たちの自己肯定感は、諸外国の子供たちと比べて低いということが、過去の様々な調査結果から明らかになっています。国立青少年教育振興機構が、平成27年8月に日本・米国・中国・韓国の高校生を対象に行った調査によると、日本の高校生は、「私は人並みの能力がある」という問いに対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合が4か国中で最も低く、また、「自分はダメな人間だと思うことがある」という問いに対して、「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合が4か国中で最も高くなっています。

今後、学校においては、令和2年度から実施される新学習指導要領に基づき、全ての子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育成することを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められます。しかし、子供たちの自己肯定感が低く、自分に対して自信がないままでは、必要な資質・能力を十分に育むことはできません。

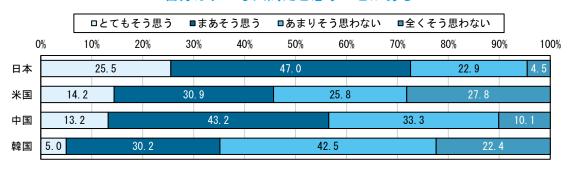
子供たちに自己肯定感を育むことは、子供たちが学校や大学を卒業した後、自らの意思で学習する際の学習に対する動機づけとなることや、ありのままの自分を受け入れる、他人と協調できる、様々な困難を乗り越えることができるなど、グローバル社会において子供たちに必要な資質を育むうえでも重要です。また、今日の若者が引き起こしている深刻な問題と自尊感情の低いこととの間には相関関係があり、よい意味での自尊感情を高めることで、若者の犯罪防止につながります。ただし、自尊感情を高めようとして子供たちを褒めても、根拠のない称賛では、自分自身を過大評価してしまったり、規範意識を弱体化させたりする可能性があります。他者の役に立った、他者に喜んでもらえたなどの自己有用感に裏付けられた自尊感情の高揚が大切です。

千葉県には、人を支える心、地元を愛する心を持った、人柄の良い子供たちが育つ土壌があります。本県で生まれ育った子供たちが、自信を持ち、「楽しい」「喜び」に満ちた社会の担い手として成長することができるよう、教育に関わる人々がそれぞれの分野からアプローチするなど、他者とのよりよき「つながり」を通して、子供たちの自己肯定感を高める取組を進める必要があります。

私は人並みの能力がある

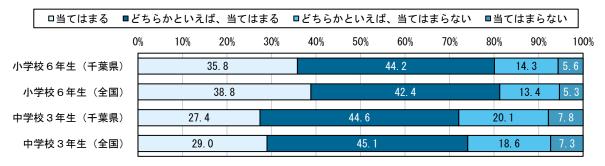


自分はダメな人間だと思うことがある



出典:国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査」(平成27年)

全国学力・学習状況調査「自分には、よいところがあると思いますか」



出典: 文部科学省「平成31年度全国学力・学習状況調査」

(3) 誰一人取り残さない教育の実現

2015年の国連サミットにおいて、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中には、2016年から 2030年までの国際目標として、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)が 掲げられています。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、 地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことが誓われています。

SDGsの17のゴールの一つである、目標4(教育)においては、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保」することが掲げられています。しかしながら、教育現場の現状を見てみると、子供たちを取り巻く状況には、様々な困難が見られるのが実情です。

例えば、障害のある人の多くは、特別支援学校の幼稚部から高等部、あるいは、幼稚園から高等学校までの間は、できるだけ地域の学校で学ぶ、地域のほかの子供たちと共に学ぶことを望んでいますが、中には、地域から離れた学校へ行かなければならない人もいるのが現実です。

さらに、特別支援学校の高等部や高等学校を卒業した後で、障害のある人が自ら学ぶことが できる場が非常に少ないという実情もあります。

また、子供たちの不登校に起因する生活上の様々な課題への対応としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる心理面、福祉面からの支援だけでなく、教育支援センターの活用及びフリースクール等、民間団体との効果的な連携による学習支援とともに、アウトリーチ型、伴走型による寄り添った支援がより一層重要になってきます。

しかし、実際には学校・福祉施設から家庭への介入が非常に難しく、家庭・子供への支援が届かない場合もあり、結果的に学校・行政の支援から取りこぼされてしまう子供も存在しています。

子供たちの教育の機会は、障害や不登校、日本語能力や家庭の経済的状況など、様々な生活上の困難にかかわらず、多様で適切に確保されるべきものです。今後、誰一人取り残すことのない教育を実現することができるよう、教育行政は、福祉部局や労働部局、様々な関係機関と連携するなど、社会の総力を挙げて、こうした課題に対して真剣に取り組むことが求められます。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1「貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を終わらせる。



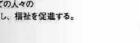
目標2[飢餓]

飢歳を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を促進する。





目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、 すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と 持続可能な管理を確保する。



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的なエネルギーへの アクセスを確保する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靭(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る。





目標10 [不平等]

国内及び各国家間の 不平等を是正する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための 緊急対策を講じる。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、 持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに 土地の劣化の阻止・回復 及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な 社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典:外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」

(4) 人口減少・少子高齢化の進行や地域間格差への対応

本県の総人口は、今後、減少傾向となるとともに、少子高齢化が更に進行していきます。県が平成29年に行った将来人口推計によると、本県の人口は、平成27年 (2015年)の622万3千人から、令和7年 (2025年)には621万1千人、令和12年 (2030年)には611万6千人まで減少することが予想されています。

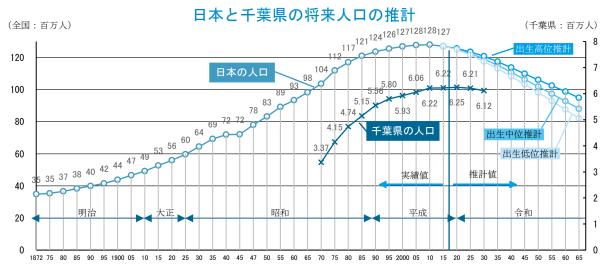
このうち、本県の高齢者 (65 歳以上) の人口の割合は、平成 27 年の 25.9% から、令和 7 年には 30.0%に、令和 12 年には 31.5%となり、平成 27 年から 5 ポイント以上増加するとともに、生産年齢 (15 ~ 64 歳) の人口の割合は、平成 27 年の 61.8% から、令和 7 年には 58.9%、令和 12 年には 57.7% となり、平成 27 年から 4 ポイント近く減少することが予想されています。

また、本県を地域別に5つのゾーンに分けて、年齢区分別の人口構成を見てみると、全てのゾーンで0~14歳の割合が減少していますが、特に南房総ゾーンでは2010年には10.4%まで減少しており、実に0~14歳の子供が10人に一人の割合となっています。

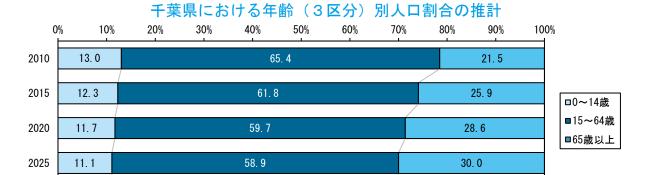
人口減少・少子高齢化が進行すると、学校の小規模化や統廃合が進み、教育の地域間格差が 生まれることにつながります。加えて生産年齢人口が減少することにより、地域の活気が低下し、 地域全体の衰退につながります。

千葉県は地域特性が非常に多様であり、まさに「日本の縮図」といえる状況にあります。南房総 ゾーンをはじめ、人口減少が進む県内各地域において、人口減少が教育の地盤沈下を引き起こさ ないよう、必要な措置を講じることが求められます。

また、人生 100 年時代、超高齢社会という時代において、高齢者の方も含めて、年齢、性別、国籍も様々な全県民で「教育立県ちば」の教育を支えていくため、地域の高齢者を含め、自分たちの地域のことを考えるような場を設けることや、高齢者の方々がリカレント教育で学び直し、その成果を社会で生かすことができるシステムをつくることが求められます。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口-平成27(2015)~57(2045)年-」 千葉県の将来人口の推計は、千葉県「政策検討基礎調査」(平成29年)による。

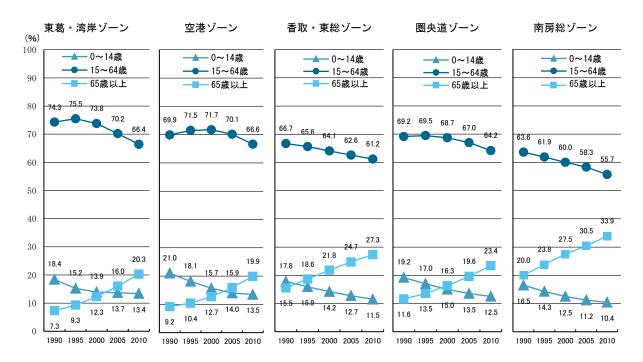


57.7

資料:総務省「国勢調査」及び千葉県「政策検討基礎調査」(平成29年)を基に事務局にて作成

31.5

ゾーン別 年齢3区分別人口構成の推移



- ●東葛・湾岸ゾーン 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
- ●空港ゾーン 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、芝山町
- ●香取・東総ゾーン 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

2030

10.8

- ●圏央道ゾーン 木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、 横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- ●南房総ゾーン 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

出典:千葉県「千葉県人口ビジョン」(平成28年2月発行)

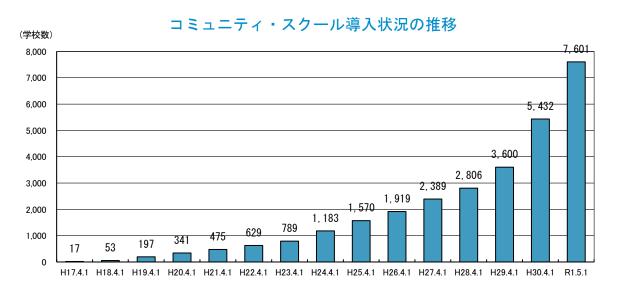
(5) コミュニティ・スクール導入など地域コミュニティの充実

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、地域 社会等のつながりや支え合いの希薄化が見られ、これにより、「地域の学校」「地域で育てる子供」と いう考え方が次第に失われつつあります。多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少 し、子供たちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られます。

しかしながら、教育は、単に学校だけで行われるものではありません。学校は、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割があります。また、地域は、実生活・実社会について体験的・探求的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにする役割があります。これからの学校は、地域と目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へ転換することが求められます。

このため、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) や地域学校協働活動など、学校を核として地域全体で子供たちを育てていく体制づくりが重要です。特に、コミュニティ・スクールについては、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るためには有効な仕組みです。令和元年5月1日時点で、全国のコミュニティ・スクールの数は7,601 校になるなど、この数年で大幅に増加していますが、本県では、78 校の導入にとどまっています。

これから人生 100 年時代を迎えるに当たり、学校を中心に子供たちと家庭や地域住民がかかわって様々な活動を推進していくことは、子供たちにも大きな影響を与えるとともに、地域住民の生きがいややりがい、地域全体の活性化にもつながります。平成 29 年 3 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことも踏まえ、コミュニティ・スクールの導入促進などにより、「地域とともにある学校」への転換を進める必要があります。



出典: 文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査(令和元年5月1日現在)

(6) 教員の多忙化と働き方改革

学校には、多くの優秀な教員が必要です。これからの本県の教育を考えたとき、教職が魅力のある職業になるように、優秀な教員の採用と併せて、学校における働き方改革を推進することが求められます。

千葉県教育委員会が、令和元年 11 月に全ての県立学校及び市町村教育委員会を対象として実施した「教員等の出退勤時刻実態調査」によると、いわゆる「過労死ライン」といわれる 1 月当たり正規の勤務時間を 80 時間超えて在校している教諭等の割合は、中学校で約 30%、高校で約 17%となっています。同年 6 月に行った調査結果と比較すると、全ての校種において減少していますが、中学校、義務教育学校では依然として高い割合となっています。

また、同年7月に実施した「教職員の働き方改革に係る意識調査」によると、子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合は約64%でした。また、業務に「多忙感」を感じている教職員の割合は約78%を占めています。

教職員の業務には、学校行事等により月当たりの在校等時間が通常よりも長くなる時期があったり、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合もありますが、教員自らがその業務を見直すとともに、これまで、教職員や地域社会、保護者の中で見られることがあった、「教師は聖職であり自らの生活は犠牲にしなければならない」という従来の教師像に対する認識を変えることにより、教職員が心身ともに健康を保ち、子供たちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、働き方改革を進める必要があります

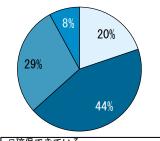
月当たりの正規の勤務時間を80時間超える者の割合

職種(調査時期)	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等 (R 元 .11 月)	8.1%	29.5%	32.8%	16.5%	0.03%
〃(R 元 .6 月)	12.1%	37.9%	33.3%	20.6%	0.1%
〃 (H30.11 月)	11.5%	30.5%	36.9%	25.9%	1.4%
〃 (H30.6 月)	13.2%	36.4%	35.4%	30.2%	1.4%

※「教諭等」: 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師

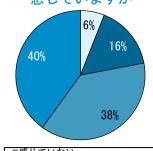
出典:千葉県教育庁教職員課「令和元年度第2回『教員等の出退勤時刻実態調査結果(速報値)』」

現在、子供と向き合う時間は十分に確保できていますか



■どちらかというと確保できている ■どちらかというと確保できていない

現在、業務に「多忙感」を 感じていますか



□ 感じていない ■ どちらかというと感じていない ■ どちらかというと感じている ■ 感じている

出典: 千葉県教育庁教職員課「令和元年度第1回『教職員の働き方改革に係る意識調査」

(7) 子供をめぐる重大事案の発生

平成27年度から令和元年度までの第2期計画の計画期間中に、千葉県内で、日本の社会全体を 揺り動かす深刻な事件が発生しました。

平成29年3月に、松戸市で登校途中の女子児童が行方不明となり、翌日死亡しているのが発見されました。地域で見守り活動に参加していた保護者会会長が女子児童を殺害したとして逮捕され、通学路の安全確保と地域との連携の在り方が問題になりました。

平成31年1月には、野田市の小学校4年生の児童が保護者の虐待により死亡する事件が発生しました。児童相談所や学校・市教育委員会の対応が大きな問題となるとともに、家庭教育への支援の在り方が問われました。

このような悲惨な事件が二度と起こらないように、子供の心身に様々な意味で将来にわたって 影を落とすような問題については、千葉県教育の最大の課題として取り組んでいくことが求められ ます。

2 第2期計画の検証

(1) 第2期計画全体の達成状況

第2期計画の点検及び評価に当たっては、計画期間である5年間の評価結果を総括していくため、3つの総括指標を設定しています。また、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、総括指標及び重点施策ごとに定めた指標の達成状況を踏まえ、重点施策・主要事業の実施状況を明らかにするとともに、それぞれの重点施策・主要事業が有する課題を分析し、今後の取組の方向性を検討しています。

第2期計画の検証については、令和元年度の点検・評価は令和2年度に実施予定であることから、 平成27年度から平成30年度までの4年間の点検・評価を総括して実施しました。

指標の達成状況をみると、3指標中1指標で基準年度(平成25年度)と比べ上昇、1指標で同値、 1指標で微減となっていますが、計画初年度である平成27年度と比較すると2指標で上昇、1指標 で同値となっています。

項 目 (学校評価における保護者アンケートを基礎資料としています)	基準年度 (H25 年度)	第2期計画初年度 (H27年度)	目標	実 績 (H30 年度)
「学習指導」に関する項目について「満足」 「概ね満足」と回答をした保護者の割合	80.9%	80.7%	増加を 目指します	80.9%
「子供の様子(規範意識や協調性)」に関する 項目について「満足」「概ね満足」と回答を した保護者の割合	87.2%	87.1%	増加を 目指します	87.5%
「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる 環境が整っている」と回答した保護者の割合	85.4%	85.2%	増加を 目指します	85.2%

※ 各プロジェクトの目指す指標は、各学校で実施する学校評価の結果としました。 千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高・特別支援学校を調査の対象とし、可能な限り 多くの保護者に回答いただくことで、指標の信頼性確保に努めました。

平成30年度のアンケート回答率は82.4% (回答数406.308名)でした。

「『学習指導』に関する項目について『満足』『概 ね満足』と回答をした保護者の割合」については、 平成30年度の実績が80.9%となり、前年度比 0.3 ポイントの減となっています。

基準年と同率のポイントを維持しています。

「『子供の様子 (規範意識や協調性)』に関する項目について『満足』『概ね満足』と回答をした保護者の割合」については、平成30年度の実績が87.5%となり、前年度比0.3ポイントの減となっています。

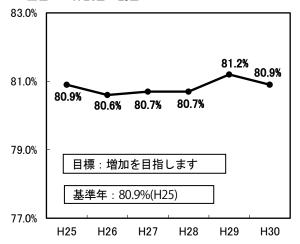
基準年と比べ 0.3 ポイント上回っており、高いポイントを維持しています。

「『学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている』と回答した保護者の割合」については、平成30年度の実績が85.2%となり、前年度比0.4ポイントの減となっています。

基準年と比べ 0.2 ポイント下回っているものの、 高いポイントを維持しています。

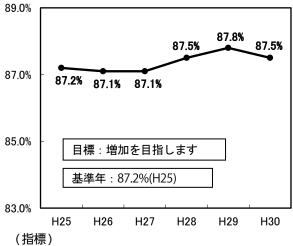
(指標)

「学習指導」に関する項目について「満足」「概ね満足」 と回答した保護者の割合

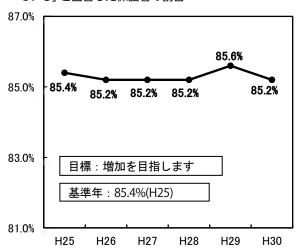


(指標)

「子供の様子 (規範意識や協調性)」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合



「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合

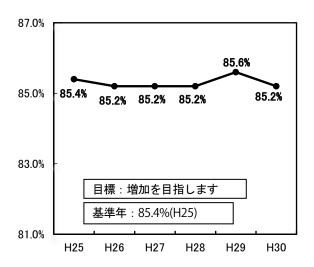


(2) 第2期計画の課題と対策

第2期計画の3指標について、いずれも保護者の満足度は80%を超え、一定の成果を上げているものの、学校・家庭・地域の連携に関する項目については、課題があるものと評価しました。

- また、プロジェクト別の実施状況をみると、以下の点について課題があるものと評価しました。
- ・「全国学力・学習状況調査において『勉強が好き』と答えた児童生徒の割合 | の低下について
- ・「小学校における新体力テスト平均点」の低下傾向について
- ・「全国学力・学習状況調査において『朝食を毎日食べている』と答えた児童生徒の割合」の低下に ついて

ア 「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合



A これまでの取組

- ・ 地域学校協働活動の推進 地域学校協働本部、放課後子供教室、地域未来塾の設置の推進及び 促進
- ・ コミュニティ・スクール導入の推進及び促進
- ・ 学校を核とした県内1000か所ミニ集会の実施
- ・ 家庭教育支援チーム設置の促進

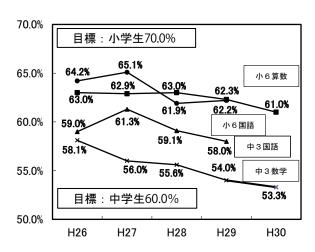
B 要因分析

- ・ 中学校・高等学校において、肯定的な回答が平均値に比べて低い傾向となっている。特に、高等学校では10ポイント程度、平均値から下回っており、他の校種に比べて、地域連携に対する意識や成果が実感しにくくなっている。
 - * H30指標 全体85.2% (小88.8% 中83.8% 高74.6% 特支92.3%)
- ・ 地域連携の充実に向けた環境整備が進んでいるものの、保護者や地域住民に対して連携の成果の 情報共有や更なるニーズの聞き取りが不十分である。
- ・ 地域連携の成果について、保護者の視点に立った学校側の課題意識が不足している。
- ・ 各学校の担当者に対する地域連携の必要性や具体的な取組方法について周知啓発が不足している。

C 第3期基本計画に向けた取組

- 地域学校協働活動の未実施市町村及びコミュニティ・スクール未導入の市町村を訪問し、 各市町村の状況を聞き取るとともに、そのメリットや設置の仕方等を説明し、理解を図っていく。
- ・ 県立学校の「開かれた学校づくり委員会」に地域コーディネーターを配置し、地域と学校との 連携体制を強化し、地域学校協働活動の更なる充実を図っていく。
- ・ 学校と地域の連携において要となる地域コーディネーターや地域ボランティア、家庭教育支援 員等の育成を目的に実施している研修講座の更なる充実を図るとともに、全市町村が参加する ように呼び掛ける。

イ 「全国学力・学習状況調査において『勉強が好き』と答えた児童生徒の割合」の低下について



A これまでの取組

「ちばっ子『学力向上』総合プラン (ファイブ・アクション)」を中心として、「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」、「新学習指導要領を踏まえた、子供たちの主体的な学びを支える取組の充実」、「授業力の向上による学びの深化」、「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」を重点的な取組として事業を推進し学力向上を図ってきた。

B 要因分析

平成30年度実績は、児童生徒の算数・数学に対する学習意欲を測定し、指標として掲載していることから、下降した要因について、算数・数学に焦点をあてて分析を行った。

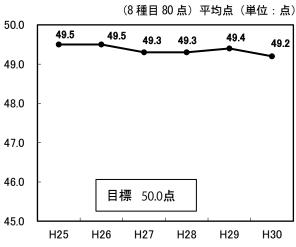
- ・「知識」に関する問題に小・中学校ともに全国平均を下回る状況がみられる。
- ・ 同調査の学習意欲に関する調査において「算数(数学)の勉強は好き」と答えている児童生徒 ほど平均正答率が高い傾向がみられる。
- ・ 算数・数学のみならず、教科の共通した課題として「書くこと」や「記述式」等の「書く力」を 測る項目が全国平均を下回る状況がみられる。

C 第3期基本計画に向けた取組

· 「ちばっ子チャレンジ100」・「ちばのやる気学習ガイド」の活用促進をあらゆる場面で周知していく。

- ・ 3年間を目途に「書くこと」の力を育成し、子供の学習意欲を高める指導を、研究会・会議等に おいて、教育事務所、市町村教委に推奨していく。
- ・ 第3期千葉県教育振興基本計画の策定に合わせ、新学力向上総合プランを策定する。

ウ 「小学校における新体力テスト平均点」の低下傾向について



A これまでの取組

「いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業」を通して、低下傾向にある子供の体力・運動能力を上昇傾向に転じるため、いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施や、運動能力証の交付、また、体力向上を図るために、児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、学校全体で組織的・計画的に取り組むことの大切さを研修会等で伝えてきた。

B 要因分析

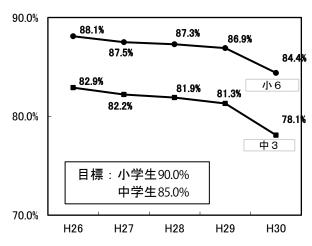
- ・ 全国と比較しても男女ともに高い水準にあるものの、県としては全体的に下降傾向にある。
- ・ 中・高学年に比べ低学年での上位層の割合が低いことから、早期の意識づけ・動機づけが必要である。
- ・ 種目別に全国平均と比べると、ソフトボール投げ(投力)の男子(中~高学年)、女子(高学年)が 低い。
- ・ 運動することは好きだが、学年が上がるとその割合も下降している。その背景には、自分の体力・ 運動能力に自信がない児童生徒が多く、特に、女子の児童生徒の割合が低いという結果になって いる。

C 第3期基本計画に向けた取組

- ・ 新学習指導要領の全面実施に合わせ、授業改善に取り組み、「楽しさ」を感じられる体育の授業 実践を目指す。
- ・ 「遊・友スポーツランキングちば」の効果的な活用方法を促進する手立てとして、学校で「特設時間」を設けたり、各校の取組を指導主事会議等で積極的に紹介する。
- ・ 運動能力証の交付(小5・6年生 28.3%)を、今後3年間で交付率の目標を30%に設定し、その 取組を推奨する。

・ 運動能力の優秀な児童生徒に対して運動能力証を交付する「運動能力証交付事業」の効果的な 活用を促す。

エ 「全国学力・学習状況調査において『朝食を毎日食べている』と答えた児童生徒の割合の低下について



A これまでの取組

- ・「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」の取組の中で、生活習慣チェック 表や食に関する学習ノート「朝ごはんでパワーアップ!」について学校現場で活用するよう各種 会議等で周知
- ・ 小1、小4、中1の保護者全員に配付する家庭教育リーフレットにおいて、基本的な生活習慣に ついての啓発
- ・ ホームページで「早寝 早起き 朝ごはん」運動の啓発
- ・ 市町村 「早寝早起き朝ごはん」 運動担当者向け子供の生活習慣改善研修会の開催
- ・ 優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の取組にかかる文部科学大臣表彰への推薦(隔年)

B 要因分析

全国と比較しても同様の傾向であるとともに、学齢が上がるにつれ顕著となっている。家庭での 生活リズムが変わり、夕食開始時刻が遅くなったり、朝の起床時間が遅くなったりすることなどが 要因として考えられる。

C 第3期基本計画に向けた取組

- ・ 児童生徒については、各学級担任からホームルーム等の中で朝食の大切さを指導する。保護者に対しては、学年別保護者会や学級懇談会、三者面談、授業参観等において、児童生徒の成長過程で朝食を正しく喫食することの大切さを改めて周知する。
- ・ 家庭教育支援研究協議会で睡眠をテーマとした講演、協議を計画中であり、生活習慣チェックの 取組を奨励する。

日 第3期計画の「基本理念」

ちばの教育の力で 「県民としての誇り」を高める! 「人間の強み」を伸ばす! 「世界とつながる人材」を育てる!

日本の若者は、諸外国の若者に比べて、自分を肯定的に捉える割合が顕著に低いと言われています。子供たちが、自己有用感に裏付けられた自己肯定感を高め、「県民としての誇り」を持って、未来への第一歩を踏み出すためには、県民の学校教育への参画のもと、学校では教師が、家庭では親が、地域においては地域住民が、それぞれの立場から子供たちに関わっていくことが重要です。

また、今後、IoT、ビッグデータ、AIなどの第四次産業革命の時代を迎える中、学校教育も、未来を見越して、その内容を見直す時期に来ています。しかし、デジタルの時代であるからこそ、クリエイティビティ(創造性)、ホスピタリティ(おもてなし)、モラリティ(道徳性、倫理性)などの「人間の強み」を育むことが重要です。

さらに、2020年は東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、本県も8競技の会場になります。世界中が注目するこの大会を契機に、子供たちが将来、郷土や世界で活躍することができるよう、主体的に課題を発見して解決する力、コミュニケーション能力、豊かな感性、多様性を尊重する態度など、グローバル時代に必要な資質・能力を高め、「世界とつながる人材」を育てることが重要です。

そこで、「ちばの教育の力で『県民としての誇り』を高める!『人間の強み』を伸ばす!『世界とつながる人材』を育てる!」を第3期計画の「基本理念」としました。各施策を通じて、子供たちの自己肯定感をはぐくみ、「県民としての誇り」を高め、「人間の強み」を伸ばし、未来へ羽ばたく、「世界とつながる人材」の育成に取り組みます。

4 第3期計画の「基本目標」

第3期計画では、10年後、2030年の「千葉県教育の目指す姿」として、「子供の目指す姿」、「学校の目指す姿」、「家庭・地域の目指す姿」、「県民の目指す姿」の4つの姿を定めています。

これらを、千葉のポテンシャル(リソース)を活用した千葉ならではの教育によって実現するため、 それぞれ基本目標を設定しました。

基本目標 1 ちばの教育の力で、 志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

10年後の「子供の目指す姿」を次のように描いています。

- 家族への愛情と感謝の心、他人を思いやる心、全てのいのちを尊重する心など、豊かな人間性と 道徳性が育まれている。
- 社会の変化に対応できる確かな学力と、将来への夢や希望を持って歩んでいく姿勢が育まれている。
- たくましく生きるための健康・体力と、困難や逆境を乗り越えて生きていくための力が養われている。
- 子供たちがいじめや暴力などに悩むことなく学校に楽しく通い、子供や保護者などからの学校への信頼が高まっている。
- 障害のある子供たちへの理解や支援が広がり、障害のある子供たちと障害のない子供たちとが、 地域で共に学び、子供たちの笑顔があふれている。

これらの姿の実現に向けて、基本目標1として「ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、 ちばの子供を育てる」を設定しました。

基本目標2 ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

10年後の「学校の目指す姿」を次のように描いています。

- 子供たちが生まれてきてよかったと思える自己肯定感にあふれている。
- 子供たちへの愛情と熱意にあふれた質の高い教員の育成が進められている。
- 教員が心身ともに健康を保つことができる環境が整い、子供たちの成長に真に必要な、効果的 な教育活動を持続的に行っている。
- ニートやひきこもり、不登校だった子供や若者たちが、生き生きと勉強や仕事に取り組んでいる。
- 子供たちの安全が守られ、安心して学校に通うことができる環境が整っている。

これらの姿の実現に向けて、基本目標 2 として 「ちばの教育の力で、『自信』 と 『安心』 を育む学校をつくる」 を設定しました。

基本目標3 ちばの教育の力で、家庭と地域の **** 絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える

10年後の「家庭・地域の目指す姿」を次のように描いています。

- 子育てや家庭教育に悩んでいる保護者が気軽に相談できる環境が整い、家庭の教育力が 高まっている。
- 学校、家庭、地域の連携を深め、地域社会全体で子供たちを育成する体制が整っている。
- 子供や若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。
- 生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、 人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生き られる環境を整備する。

これらの姿の実現に向けて、基本目標3として「ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える」を設定しました。

基本目標4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

10年後の「県民の目指す姿」を次のように描いています。

- 多くの県民が日常生活の一部として運動に親しみ、体力の向上が図られており、また、文化に ふれ、心豊かに暮らす人が増えている。地域には活気があふれ、「元気な千葉県」として知られて いる。
- 高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組み、全国的に活躍している人が増えている。
- 県内各地に伝えられてきた伝統文化が継承され、その文化が多くの人との交流を生み、更に 新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。
- 県民の県内交流が積極的に行われ、県民一人一人が、様々な千葉の魅力を再発見することにより、千葉県に愛着や誇りを感じられるようになっている。
- 郷土と国を愛し、日本人としての誇りを持つとともに、広く世界に目を向け、グローバル化に 対応できる力を身に付けている。
- 多くの県民が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「世界」とつながっている。

これらの姿の実現に向けて、基本目標4として「ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を 育成し、『楽しい』『喜び』に満ちた豊かな社会を創る」を設定しました。 第3期計画では、この4つの基本目標の下、第3章に掲げる施策・取組を進めていきます。

その際、子供たちが千葉の豊かな自然や多様な人々に触れ、かかわり、つながることや、学校を核として、家庭も含めた地域全体で子供の成長や学びを支援することが大切です。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、より多くの千葉県民が『世界』とつながっていくことも重要です。

こうしたことから、第1期計画から第2期計画まで、「基本的な取組方針」として掲げてきた「『ふれる』・『かかわる』・そして『つながる』」は、これからも千葉県教育の取組の方向性を示すキーワードとして、ふさわしいものであると考え、第3期計画でも引き続き、「基本的な取組方針」として掲げることとしました。

基本的な取組方針

「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」

第3章

第3期千葉県教育振興基本計画の 施策・取組

1 第3期千葉県教育振興基本計画の施策体系

基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

- (1) 子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進
- (2) 全ての子供が、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進
- (3) 子供のコミュニケーション能力を伸ばす外国語教育の充実
- (4) 学びの質を高め、情報活用能力を育む I C T 利活用の推進
- (5) 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進
- (6) 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続

施策2 道徳性を高める心の教育の推進

- (1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進
- (2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進
- (3) ちばのポテンシャルを活用して心を豊かにする教育の推進

施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

- (1) 体力向上を主体的に目指す子供の育成
- (2) 子供の健康を守る学校保健の充実
- (3) 食を通じた健康づくりの推進

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- (1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実
- (2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

基本目標1の実現に向けて、子供たちに、「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」を身に付けさせることが必要です。

そのためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された資質・能力を子供たちに身に付けさせるとともに、子供の自立や社会参加に向け、その能力や可能性を最大限に伸ばすための施策を推進していく必要があります。

そこで、基本目標1には、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための3つの施策と、 それに加えて、「特別支援教育」を4つ目の施策に位置づけています。

基本目標2 ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

- (1) 地域に開かれた魅力ある学校づくり
- (2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり
- (3) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携
- (4) 安全・安心な学びの場づくりの推進

施策6 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

- (1) 熱意あふれる人間性豊かな職員の採用
- (2) 信頼される質の高い教員の育成
- (3) 教職員が子供と向き合う時間を確保するための取組の推進

施策7 多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- (2) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実
- (3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援
- (4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

基本目標2の実現に向けて、優れた教員を採用・育成し、子供を取り巻く様々な問題への支援 に全力で取り組み、魅力ある学校づくりを推進して、子供たちに自信を育み、安心して通うことの できる学校をつくることが必要です。

そのためには、「社会に開かれた教育課程」の実現や子供たちの学びを支える学習環境づくり、 教員採用・研修の充実や教職員の働き方改革、不登校や経済的理由など様々な困難を有する児童 生徒、家庭へのきめ細かな支援を推進していく必要があります。

そこで、基本目標2には、「活力ある学校づくり」、「教職員の資質向上と働き方改革」、「多様な教育ニーズへの対応」の3つの施策を位置づけています。

基本目標3 ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、

全ての人が活躍できる環境を整える

施策8 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

- (1) 全ての教育の出発点である家庭教育への支援
- (2) 家庭・地域と学校との協働により地域全体で子供を育てる体制の構築
- (3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化

施策9 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- (1) 県民への多様な学習機会の提供
- (2) 生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり
- (3) 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進

基本目標3の実現に向けて、親の学びと家庭教育への支援を充実させるとともに、地域全体で子供の成長や学びを支援する地域コミュニティの形成と、高齢者や障害者も含めた全ての人が活躍できる生涯学習社会の実現に取り組むことが必要です。

そのためには、コミュニティ・スクールの導入促進や、学校・地域・関係団体が連携した家庭教育への支援、県民がいつでも学べる場や機会の提供、障害のある人の生涯学習の充実に向けた取組を推進していく必要があります。

そこで、基本目標3には、「学校・家庭・地域の連携と家庭教育への支援」「生涯学習」の2つの施策を位置づけています。

基本目標 4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

施策 10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

- (1) 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進
- (2) 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成
- (3) 文化にふれ親しむ環境づくり

施策 11 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進

- (1) 人生を豊かにするためのスポーツの推進
- (2) ともに楽しめる障害者スポーツの推進
- (3) 競技力の向上

基本目標4の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、それまでの取組をレガシーとして、更に多くの人が世界を舞台に活躍し、地域発展の担い手になるように取り組むとともに、スポーツや文化を通して「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創ることが必要です。

そのためには、郷土と国の歴史への理解や、多様性を尊重する態度など、国際社会の担い手として 求められる能力を持った子供たちを育成すること、県民がスポーツに親しむことができる環境を 整える取組を推進する必要があります。

そこで、基本目標4には、「郷土・国の歴史と文化」「スポーツ」の2つの施策を位置づけています。

2 今後5年間に実施する施策と主な取組

基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

【現状と課題】

子供たちには、複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、 生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代 社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな 価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、 表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つ を柱とした資質・能力の育成が必要です。

今後の社会においては、「人生 100 年時代」到来への対応や、超スマート社会 (Society5.0) の実現が特に重要なテーマになります。特に、人生 100 年時代と言われる長寿化にあっては、学校教育を終了した後の時間がより長くなることから、学校教育の段階で、生涯にわたる学習者の育成、つまり、必要に応じて自発的・自主的に学習することができる資質・能力を子供たちに身に付けさせることが重要です。そのためには「楽しく」「豊かな」学習環境を保障し、子供たちの学習意欲を引き出すことが求められます。このことは、子供たちの学力向上を図るうえでも非常に重要です。

また、変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、 各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で 役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められます。

さらに、子供たちに、全ての学習活動の基盤として、言語能力や情報活用能力を育成する必要があります。そのためには、社会全体で積極的に読書活動を推進していくとともに、学校の生活や学習においても、日常的にICTの活用を推進することが求められます。

あわせて、グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働 していくことができるよう、外国語で自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していく ために必要な力を育成することが求められます。

加えて、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。子供たちに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 「ちばっ子『学力向上』総合プラン」を策定し、子供たちの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を、 子供の学びの支援などの視点から重点的に進めます。
- ・ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、地域等を通じた社会全体で取り 組まれるよう、必要な体制を整備します。
- ・ 子供たちが世界への視野を広げ、外国語で自らの考えを発信し、コミュニケーションを図ろうと する態度を育てる取組を進めます。
- ・ 各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した 学習活動を充実します。
- ・ 子供たちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を、学校の全ての 教育活動を通じて推進します。
- ・ 幼児教育に携わる職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な 移行に資する取組を進めます。

【主な取組】

(1) 子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進

教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、教員研修に必要となる体制やツール等の基盤整備を進め、その内容や手法を充実していくことにより、授業力の向上を図るとともに、子供自身が、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供を行います。

また、理数教育への興味関心や知的探究心を高める取組を推進します。

さらに、授業や放課後の教育活動を支援するため、退職教員や保護者、大学生など多様な地域人材との協働を進めます。

- 県内小・中学校に対する学習ガイドの作成・活用
- 研修体系に基づく教職員研修の充実(関連 施策6(2))
- 先進的教育活動による学ぶ意欲の向上
- よりよい学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実(関連 施策 5(2))
- 児童生徒の体験学習等の推進(関連 施策2(3))
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現する単元開発・授業改善に向けた取組の推進
- 千葉のフィールドミュージアム等を活用した体験活動(関連 施策 10(3))
- 県立博物館を活用した体験活動(関連 施策 10(3))

(2) 全ての子供が、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進

読書県「ちば」の推進のため、幼稚園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校における読書活動を積極的に行い、幼児児童生徒にとって読書が生活の一部になるような機会の提供に努めるとともに、そのために重要な人的・物的環境整備を、公立図書館等と連携しながら進めます。

また、家庭や地域における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行います。

さらに、県立図書館において、県民に身近な市町村立図書館のサービスや学校図書館ネットワークを様々な形で支援するとともに、図書館未設置市町村に対して、図書館設置の意義について理解を求めるなど、県内全体の読書活動の充実に努めます。

あわせて、読書をめぐる環境の変化に対応するため、子供と本をつなぐ新たなきっかけづくりとして、ICTを活用した調べ学習や読書、インターネットを利用した読書情報の有効活用、電子図書館の利用等を推進します。

こうした取組により、社会全体において子供の読書への関心を高めるとともに、読書に親しむ 習慣を付け、子供たちの読解力や創造力、思考力、表現力等の育成を推進します。

- 子どもの読書活動の理解の促進
- 家庭読書の推進
- 家庭や地域における読書の啓発(関連 施策2(1)、施策8(1))
- 読み聞かせボランティア等の人材育成
- 朝読書や音読、NIE、調べ学習等の推進
- 読書活動や読書意欲を高める取組の充実
- 司書教諭の適正配置の促進と研修の実施
- 学校図書館の蔵書の充実
- 図書館等との連携による学校図書館の活性化
- 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供(関連 施策9(1)、施策10(3))
- 障害者等への支援の充実
- 県立図書館の機能の充実(関連 施策9(1)、施策10(3))

(3) 子供のコミュニケーション能力を伸ばす外国語教育の充実

子供たちが世界への視野を広げ、外国語を使ってのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることを目的に、「千葉県外国語教育推進計画」のもと、小・中・高で一貫した外国語教育を推進します。

外国語担当教員の指導力及び英語力向上を図る研修や、外国語指導助手(ALT)等の人材配置の 充実に努めるなど、授業の質を向上させることで、児童生徒の英語力や学ぶ意欲の向上を図ります。

また、外部検定資格等における実績に基づいた教員採用選考の実施や、小学校教員の英語免許の取得促進等、専門性の高い教員の人材確保及び配置に努めます。

- 小・中・高等学校を通じた実践的な外国語教育の充実
- 小・中・高等学校における先進的な取組の推進
- 高い語学力のある教員の確保

(4) 学びの質を高め、情報活用能力を育む I C T 利活用の推進

児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実に努めます。また、各教科等で身に付けた知識・技能を活用し、ICT等を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む指導方法についての実践研究を進めます。

また、障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、ICTを活用した遠隔教育について、 指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施します。

さらに、ICTの特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育が実施できるよう、学校における教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

- ICTを活用した教育の推進(関連 施策 4(1))
- ICT活用など授業革新に向けた実践研究

(5) 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進

特別活動を要としつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

また、障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援 センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や 一般就労の拡大を図ります。

- 学校におけるキャリア教育の更なる推進
- 校種を超えた連携による授業実践の促進
- 学校と地域・社会、産業界等が連携・協働したキャリア教育支援体制の構築
- 地域で必要とされる人材育成のための職業教育の推進
- 職業系専門学科の理解促進
- 発達の段階に応じた職場見学・職場体験・インターンシップ等の推進
- 夏休み等を利用して、最先端の科学・技術などに触れる体験活動の推進
- 親の働く姿に触れる体験活動の推進(関連 施策8(1))
- 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築
- 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

(6) 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子供の成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を 行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、一人一人の子供の健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、「子ども・子育て 支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

さらに、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師 との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

- 接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用(関連 施策 5(3))
- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進
- 計画的な職員研修の実施
- 研究協議等を通じた幼児教育の充実
- 幼稚園における子育で相談・支援活動の推進
- 幼児教育における遊びを通しての総合的な指導の充実
- 人材の養成と就業の促進
- 認定こども園の普及
- 幼児教育から小学校教育への円滑な移行

施策2 道徳性を高める心の教育の推進

【現状と課題】

現在、日本の子供たちは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われています。家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子供たちに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、 自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが求められます。

千葉県では、これまでも「道徳教育推進のための基本的な方針」の策定及び「道徳教育の手引き」の作成をはじめ、道徳教育映像・読み物教材の作成、全ての県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の導入など、全国に先駆けて道徳教育の充実を進めてきましたが、小・中学校の学習指導要領の改訂に伴う、特別の教科である道徳の導入などを踏まえ、道徳教育の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

また、いじめは、子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の 形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれが あるものです。いじめは「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」、「どの子供にも、どの学校にも 起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応のための取組を、道徳教育と一体的に 進めることが求められます。

さらに、千葉は首都圏にありながら、非常に自然が豊かで、山もあり、川もあり、そして海もあります。そうした千葉の持つ魅力を活用しながら、子供たちに思いやりのある豊かな人間性を育み、主体的に考え、判断し、行動する力や向上心を身に付けさせるとともに、五感を通して学ぶことができる体験活動を推進することが求められます。

加えて、2020年には東京 2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会の成功に向けて機運を盛り上げるとともに、それを一過性のものに終わらせることなく、次代を担う子供たちにレガシーとして波及させながら、多様な人々の人権が尊重される社会づくりに取り組むことが求められます。

- ・ 子供たちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての在り方や 生き方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進 します。
- ・ いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携 強化に向けた取組を推進します。
- ・ 子供たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域 社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る 取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

(1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進

学校の全ての教育活動において、道徳科・「道徳」を学ぶ時間を要として、改訂した「道徳教育の 手引き」を活用した子供の発達段階に応じた体系的・系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭 や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

また、社会の一員として、必要な力を育むために、法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動、時代や社会に応じた実践的な能力を身に付ける消費者教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育等の課題解決型学習の充実を図ります。

さらに、情報モラル教育については、子供の発達段階に応じた指導を充実します。

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- 県立高等学校における「道徳 | を学ぶ時間の深化・充実
- 大学との連携等による教員の指導力向上
- 地域ぐるみで道徳性を高める活動の推進(関連 施策 1(2)、施策 8(1))
- マナーやルールを学ぶ機会の充実(関連 施策 2(3)、施策 9(2))
- 社会人として必要な資質・態度を育成する教育の推進
- 主権者教育の推進
- 消費者教育の充実
- 犯罪被害者等の視点に立った命を大切にする心の教育の推進
- 学校における情報モラル教育の推進
- 家庭に向けた情報モラルに関する取組の促進

(2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進

いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化 に向けた取組や、子供たちの自己肯定感や自己有用感を育み、将来の社会的自立に向けた取組を 推進します。

また、様々な課題を抱えた子供や保護者を支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、研修等を通じた資質の向上を図るとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止に努めます。

さらに、インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子供たちを守るため、ネットパトロール 等の取組を行うほか、インターネットの適正利用に関する講演や啓発を行います。

- 児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的に考えることができる取組の推進
- 一人一人の子どもへの直接的な働きかけを通じた、いじめの防止に向けた取組の推進
- 相談及び情報収集体制の充実
- 学校と家庭・地域が連携した取組の推進
- いじめ等、教職員の生徒指導力の向上(関連 施策6(2))
- スクールカウンセラー等の人材の確保(関連 施策6(3)、施策8(2))
- いじめ防止啓発強化月間等の取組の推進
- ネットパトロール等の実施

(3) ちばのポテンシャルを活用して心を豊かにする教育の推進

子供たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域 社会での活動の中で子供たちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を 養います。

また、体験型の学習プログラム等を整備することで子供たちの環境意識の向上を図るほか、環境 学習の指導者としての力を備えた人材を育成します。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツ及び大会の意義、価値等に対する理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養や、多様な文化への理解等を図る取組を推進するとともに、障害者に対する理解の促進を図ります。

これらの取組を通して、人権を尊重し、不合理な差別を許さない、心を豊かにする教育を推進します。

- 児童生徒の体験学習等の推進(関連 施策1(1))
- 人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進
- 高齢者に対する敬愛の心を育てる教育の推進
- 青少年教育施設における体験活動の推進
- 親子ふれあいキャンプの推進
- 環境学習の推進
- 生涯学習センターにおけるボランティア活動の推進(関連 施策9(2))
- 日本赤十字社や社会福祉協議会等の団体と連携した社会の課題に取り組むボランティア活動 等の推進(関連 施策2(1)、施策9(2))
- オリンピック・パラリンピック教育の推進

施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

千葉県の子供たちの体力・運動能力については、令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学生、中学生の男女ともに全国平均を上回るなど、全国的には高い水準にあるものの、多くの種目で平成30年度の調査結果より低下しています。特に、近年では子供たちがスマートフォンやゲーム機等で映像を視聴する時間が長くなる傾向があり、このことが子供たちの運動する時間や睡眠時間、学習時間の減少につながっているとの指摘もあります。どのように子供たちの体力向上を図るかが今後の課題です。

子供のソーシャルスキルの育成には身体活動とスポーツが有効であるなど、健康や体力は「生きる力」の基本であり、子供たちに「健やかな体」を育むことが大切です。

このため、運動をしない子供をゼロにするとともに、生涯を通してスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められます。

また、子供たちに健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けさせるための保健教育や、薬物乱用の有害性や違法性を正しく教える取組の充実が求められます。さらに、本県の子供たちの朝食欠食については、学年が上がるにつれて、欠食率が高くなる傾向にあります。子供たちが生涯にわたり心も体も健康な生活を送ることができるよう、保護者とも連携を取りながら生活習慣の見直しを図っていくことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 学校生活における体育的活動の充実とともに、家庭、地域とも連携を図り、基本的な生活習慣の 見直しや改善を図ります。
- ・ 児童生徒が、健康の保持増進について自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結びつける ための指導の推進など、学校保健の充実を図ります。
- ・ 栄養教諭を中核に学校・家庭・地域が連携し、「ちばの恵み」を取り入れた食育を推進します。

【主な取組】

(1) 体力向上を主体的に目指す子供の育成

子供たちが自ら考え実践し、仲間と楽しく協力しながら目標に向かって運動できるよう「学校体育指導資料集」を活用するなどして、「楽しさ」を感じられる授業改善に取り組みます。

また、教員に対し、指導技術講習会や安全講習会等を開催することにより、指導者の資質向上を図ります。

- 幼児期における運動習慣の基盤づくり
- 学校体育活動の充実
- 主体的に体力の向上に取り組む児童生徒の育成
- 運動部活動の充実

(2) 子供の健康を守る学校保健の充実

生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、体育・保健体育などの教科 学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実します。

また、多様化・深刻化する子供の心身の健康課題に組織的に対応することができるよう、教員への研修の機会等の充実や、学校・家庭・地域の専門機関等が連携した取組を推進します。

- 生活全体を自律的に管理する力の育成 (関連 施策 3 (3)、施策 8 (1))
- がんに関する教育など健康教育の充実
- 薬物乱用防止教育の推進
- 感染症、アレルギー疾患への理解促進

(3) 食を通じた健康づくりの推進

学校における安全・安心な学校給食の提供や、食育の指導体制と指導内容の充実、学校給食を通じた食育の充実などにより、生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成を推進します。

また、家庭との連携により、朝食の大切さなど児童生徒の食に関する理解を深め、望ましい食習慣の形成が図られるように努めます。

- 学校における指導体制と指導内容の充実
- 生活全体を自律的に管理する力の育成(関連 施策3(2)、施策8(1))
- 学校給食を活用した食育の充実
- 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進
- 地域の優れた食文化や食習慣の継承と地域における食育の推進(関連 施策 10(3))
- 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組の推進

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

【現状と課題】

平成29年3月に告示された小・中学校学習指導要領では、特別支援学級や通級による指導における個別の教育支援計画や指導計画の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫など、特別支援教育に関する記載が充実されています。特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会である「共生社会」を目指すためには、全ての学校で特別支援教育を推進し、同じ場で共に学ぶことを追求していくことが必要です。

その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

本県では、平成29年10月に「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた適切な支援を行ってきました。

今後も引き続き、これまでに実施している取組も含め、外部人材をはじめとする地域の教育資源の活用、障害特性に応じた様々な指導の改善を図るとともに、障害のある子供に対する相談・支援体制の充実を図ることが求められます。

- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の 環境整備と、一人一人の子供がその力を発揮できる取組の充実を図ります。
- ・ 障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の ネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めるとともに、家庭・福祉との連携を推進します。

(1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

- 地域で共に学び育つ教育の推進
- 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
- 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
- 高等学校における特別支援教育の充実
- ICTを活用した教育の推進(関連 施策1(4))
- 特別支援学校が有する多様な機能の活用(関連 施策5(2))
- 様々な困難をかかえる子どもへの支援の充実

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法等の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

- 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実(関連 施策8(2))
- 適切な就学の相談支援の充実

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【現状と課題】

平成29年に小・中学校、平成30年に高等学校の各学習指導要領が改訂されました。この新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。

各学校において、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教職員が多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むことができるよう、チームとしての学校を実現する体制を構築することが必要です。

このため、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入の拡充や運営の充実など、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、高等学校においては、地方創生の進展や、高大接続の進捗等も踏まえながら、新しい時代に対応した高等学校の在り方について、検討することが求められます。

また、県内には、東葛・湾岸ゾーンなどの人口増加が進む地域がある一方、香取・東総、南房総ゾーンなどの地域では人口減少、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいます。県内のどの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導体制の充実が求められます。

さらに、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、本県の学校教育において大きな役割を果たしています。私立学校が、個性豊かで特色ある教育活動を展開することができるよう支援するとともに、公立学校と私立学校が連携した取組を充実することが求められます。

加えて、本県では、令和元年9月から10月にかけて、記録的な暴風雨となった台風15号・19号及び10月25日の大雨が連続して発生し、県内の広範囲に甚大な被害を与えました。今回の災害を踏まえ、学校における安全教育・防災教育を更に充実するとともに、学校は、震災・豪雨等の大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、施設の老朽化対策等を計画的に推進し、安全・安心な場とすることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、 地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めます。
- ・ 小中一貫教育校など、新たなタイプの学校も含めて、子供の成長に合わせた柔軟な教育システム 等の在り方等について検討を進めます。
- ・ 私立学校の経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の 経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図るとともに、公立学校と私立学校との一層 の連携・協力を推進します。
- · 各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進めます。また、子供たちが適切な判断と行動できる力を身に付け、事故や犯罪等に巻き込まれないための安全教育及び防災教育の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 地域に開かれた魅力ある学校づくり

開かれた学校づくりを進め、子供の学びや体験を支援するため、学校・家庭・地域の連携・協働を創出する取組を進めるとともに、そのために必要な人材の育成・拡充を図ります。

また、各学校における公開授業の開催を促進します。

さらに、令和3年度末を目標年次とする、県立学校改革推進プランの理念に基づき、魅力ある学校 づくりを進めるとともに、新たな計画の策定に向けた外部有識者による懇談会の設置など、長期的 な視点に立った今後の魅力ある県立学校づくりの在り方について検討を進めます。

- 普通科及び普通系専門学科・コースの充実
- 職業系専門学科・コースの充実
- 総合学科の推進
- 生徒の多様なニーズに対応した教育の推進
- 地域学校協働本部の推進(関連 施策6(3)、施策8(2)、施策9(1))
- 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実(関連 施策8(1)、施策8(2))
- 地域住民・保護者の県立学校運営への参画の推進(関連 施策8(2))
- コミュニティ・スクールの導入促進(関連 施策8(2))
- 県立学校における地域活性化への貢献
- 地域人材の活用

(2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子供の健全な学びの環境を保障することができるよう、 少人数の習熟度別指導や補習・補充学習等の取組を行うため、学校の指導体制を充実し、きめ 細かな指導を推進します。

また、小中一貫教育校、義務教育学校などの学校も含め、子供の成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について検討し、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた教育の実現を図ります。

さらに、学校における問題解決に向けて、スクールロイヤーなど専門的知見をもった人材による 指導助言を行う体制を構築するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

加えて、高等学校については、中長期的な展望に立った学校規模や配置の適正化を進めます。特別支援学校については、通学を希望する児童生徒の増加に対応するため、県立学校や小・中学校の使用しなくなる校舎等の活用も検討しながら、学校の新設や校舎の増築などにより特別支援学校の過密状況の解消を図ります。

- 校長のリーダーシップに基づく学校づくりの推進
- よりよい学習活動を支える学校・学級づくりに向けた取組の充実(関連 施策1(1))
- 学校間連携や一貫教育の検討
- きめ細かな指導体制の整備
- 法や心理、福祉等の専門家による学校支援
- スクール・サポーターによる学校における問題解決への支援
- 特別支援学校の計画的な整備
- 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備
- 特別支援学校が有する多様な機能の充実(関連 施策4(1))

(3) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携

私立学校の教育水準を一層向上し、経営の健全性を高め、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び 保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図ります。

また、小学校就学前教育については、幼稚園児の9割が私立幼稚園に在籍している状況にあることから、幼稚園の独自の教育目標を尊重しながら、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、規範意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培う教育を推進します。

さらに、高等学校については、公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修、教職員の人事 交流などの充実を図るなど、公立学校とともに公教育の一翼を担う私立学校との連携・協力を推進 します。

- 私立学校経常費の補助
- 接続期のカリキュラム千葉県モデルプランの活用(関連 施策1(6))
- 公立学校・私立学校の教職員の合同研修の開催
- 私立学校のシンポジウムなどとの連携
- 公立学校と私立学校との教員の人事交流の促進

(4) 安全・安心な学びの場づくりの推進

各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進め、子供たちが安全・安心な環境で学び、地域 住民の防災に資することもできる環境整備を推進します。

また、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体を通した防災教育の実施や、学校、地域、関係機関と連携した防災訓練や救命講習等の実施など、学校の防災計画に基づき、子供たちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育むための取組の充実を図るとともに、子供たちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。

- 県立学校施設の安全向上や施設の老朽化対策の推進
- 魅力ある学校づくりに向けた施設整備の推進
- 市町村立学校施設の長寿命化対策及び防災機能強化などの促進
- 私立学校施設の耐震化の促進
- 学校安全の体制づくりと着実な実施
- 地域安全マップ (交通安全・防犯・防災) の作成
- 発達段階に応じた交通安全教育の推進
- 防災教育の一層の充実
- 学校の防災体制の充実
- 学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくり
- 中・高校生の防災活動への参加促進
- 救命講習の実施の促進

施策6 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

【現状と課題】

令和2年度から実施される新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担う教員の養成が必要です。

今後も教員の世代交代が進むことから、高等教育機関と連携した人材の育成、幅広い人間性を 有した、熱意ある教員の採用を可能とする教員採用選考の取組の充実・改善が必要です。

また、教員自らが児童生徒の模範であるという使命感や責任感を持つとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上に取り組むことが必要です。あわせて、発達障害を含む障害のある子供や日本語指導の必要な子供等への対応、厳しい経済状況にある家庭等への対応、いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の諸課題への対応など、複雑かつ多様な課題に対応できるよう、教員の研修体制の充実により教員の質と教育力の向上を図ることが求められます。

さらに、正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られる中、学校においても働き方改革 を進める必要があります。教員という職業が多くの学生にとって魅力ある、選ばれる職業になると ともに、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちに真に必要な、効果的な 教育活動を持続的に行うことができるよう、学校における業務の見直しや教職員の意識改革など、 学校における働き方改革を確実に推進していくことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めるとともに、教員採用選考 の志願者の確保に努めます。
- ・ 教員の実践的指導力の向上などを目的とした研修や授業研究などの充実により、信頼される 質の高い教員の育成を推進します。
- ・ 教職員の働き方改革を進めるため、教職員の業務内容を見直すとともに、教職員の意識改革を 進めます。

【主な取組】

(1) 熱意あふれる人間性豊かな職員の採用

子供の気持ちを理解し、その目線に立って行動する態度、高度な専門的知識、豊かな生活体験に基づく幅広い人間性など、優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めます。また、中学生や高校生、大学生を対象に、教員の魅力など各種情報を積極的に発信するとともに、教員を希望する学生に対する実践や体験の機会を提供するなど、教員採用選考の志願者の確保に努めます。

- 教員を目指す生徒学生へのインターンシップの機会や情報の提供(関連 施策9(1))
- 教育愛と使命感に満ちた教員の確保

(2) 信頼される質の高い教員の育成

「千葉県・千葉市教員等育成指標」や「千葉県教職員研修体系」に基づき、教員が教職に対する 使命感や責任感を高め、課題探究型の学習、主体的・対話的で深い学びなどの新たな学びに対応 するための実践的指導力や、いじめ等の生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上 などを目的とした研修や、若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での 授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

また、大学等における教員養成段階においては、大学等と連携し、目指す姿や身に付けるべき資質能力を明確にするとともに、学校現場での体験機会の充実などを通じて、教員としての実践力の向上などを図ります。

- 研修体系に基づく教職員研修の充実(関連 施策1(1))
- 授業公開等による指導力の向上
- いじめ等、教職員の生徒指導力の向上(関連 施策2(2))
- 専門的・実践的研修による教育関係職員の資質の向上
- 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進
- 特別支援教育に関する研修の充実
- 人事交流を活用した教員の資質向上
- 校長のガバナンスの向上

(3) 教職員が子供と向き合う時間を確保するための取組の推進

教職員が、心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換及び量的削減・精選を図り、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できる勤務環境を整備するとともに、学校が担うべき業務、教職員が担うべき業務を、各学校や地域の実情に応じて、役割分担を検討することにより、限られた時間の中で、児童生徒と向き合うための時間を確保し、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにします。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るとともに、スクールロイヤーの効果的な活用を促進し、「チーム学校」として組織的に取り組む体制を整備します。

- 教職員の負担軽減に向けた取組の推進
- スクールカウンセラー等の人材の確保(関連 施策2(2)、施策8(2))
- 地域学校協働本部の推進(関連 施策5(1)、施策8(2)、施策9(1))
- 教職員のメンタルヘルスの推進

施策7 多様なニーズに対応した教育の推進

【現状と課題】

経済雇用環境などの変化により、経済的・社会的に様々な困難を抱えている子供たちが、依然として増加傾向にあります。近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。

自らの能力を伸長し、将来、社会においてその能力を発揮するための教育を受ける機会は、 経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきものです。子供の将来がその生まれ育った環境 によって左右されることのないよう、様々な困難を有する子供が健やかに育成される環境を 整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

このため、各学校段階の継続性を生かした支援や、いじめ、不登校や障害等に関する教育相談体制の充実など、困難を有する子供や家庭への支援を推進し、全ての子供たちが安心して教育を受けることのできる環境を確保することが求められます。

また、関係部局や機関と連携しながら、学習、家庭、社会生活に困難を有する子供たちへ学び直しの機会の提供や、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し教育費負担の軽減を図るなどの支援が求められます。

さらに、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や各地域における交流の 促進など、受入れ体制の整備を進めることが求められます。

- ・ 児童生徒や家庭に対する相談支援体制の整備や教員研修の充実、スクールカウンセラー等の 人材の配置などにより、不登校児童生徒への支援を進めます。
- ・ 学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図るとともに、職業的自立に向けた 支援を行います。
- ・ 経済的・家庭的な理由により、就学が困難な児童生徒に対する支援の充実を図ります。
- 外国人児童生徒等の、日本語指導が必要な児童生徒に対する受入体制の充実を図ります。

(1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒に対して、家庭と学校が連携して問題解決に 取り組めるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を有する 人材の活用を促進し、子供や家庭に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、教育支援センターの活用及び民間団体等との連携により、不登校児童生徒の将来の社会的 自立に向けた支援を行うとともに、不登校児童生徒を支援するための指導資料集を活用した研修や、 心理や福祉の専門家等で構成される支援チームによる個別のケースへの支援の充実を図ります。

さらに、千葉県子ども・若者支援協議会における、困難を有する子供・若者の現状・課題の共有や、 相談支援体制の充実に向けた検討に参加します。

- 学校における不登校児童生徒等に対する支援
- 不登校児童生徒への関係機関等との支援ネットワークの充実

(2) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実

一人一人の豊かな人生の実現に向けて、学ぶ意欲と能力のある全ての県民が、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの将来に向けて挑戦できるよう、学習支援や学び 直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図ります。

また、若年無業者に対し、職業的自立に向けた支援を行います。

- 定時制高校・通信制高校の充実
- 高校中途退学者等に対する継続的な支援

(3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるよう、地元の団体や人々など様々な主体と連携した取組を推進します。

また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材及び関係機関・団体などとの連携・協働を図ることで、支援が必要な子供や家庭に対する方策を充実させます。

さらに、就学支援金の支給や授業料減免事業への助成などの支援を通じて、高等学校等の生徒に 係る教育費負担の軽減を図ります。

- 「貧困の連鎖 | 防止に向けた多様な主体との連携
- 学ぶ意欲のある生徒に対する修学の支援
- 特別支援教育への援助

(4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を 母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

また、外国人児童生徒やその保護者を含む外国人県民が、地域コミュニティに溶け込むことができるよう、多言語での情報提供や生活全般の相談に対応します。

- 外国人児童生徒等の教育に対する支援(関連 施策8(2))
- 多文化共生社会づくりの推進

基本目標3 ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、 全ての人が活躍できる環境を整える

施策8 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

【現状と課題】

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。また、家庭の貧困や保護者自身の要因等により、家庭での養育に課題を抱えるなど、学校だけで対応することが困難なケースも増えています。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子供たちが基本的な生活習慣や豊かな情操、 社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。全ての子供が適切な家庭教育を 受けることができるよう、親の学びや育ちを支援するとともに、家庭と地域をつなげるなど、家庭 教育の更なる充実を図ることが求められます。

さらに、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培うためには、学校だけではなく、家庭・地域において多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていくことが必要です。このため、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携・協働して、子供たちの多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められます。

また、近年、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加しています。このうち、学校等からの相談件数が多数を占めており、学校は虐待の発見・対応にあたり重要な役割を果たしています。虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、子供に対する最も重大な権利侵害です。未来ある子供の大切な命が二度と失われることがないよう、「子供の生命を守ることを最優先とする」という強い決意を持って、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子供の自立まで、切れ目のない総合的な支援に全力で取り組むことが求められます。

- ・ 親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供や、家庭教育が困難な状況 にある家庭に対するアウトリーチ型の支援など、チームとして相談対応の充実を図ります。
- ・ 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進するとともに、学校運営協議会 制度(コミュニティ・スクール)の導入の拡充を図ります。
- ・ 学校・市町村・児童相談所・警察等の関係機関との連携を密にしながら、児童虐待の発生予防、 早期発見・早期対応など、子供の命を守る取組を進めます。

(1) 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

また、子育で中の親を孤立させることのないよう、家庭教育支援に必要な人材の育成など、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めるとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進します。

さらに、中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

- 「親力アップいきいき子育で広場」を活用した家庭教育支援の充実
- 地域と一体となった家庭教育支援
- 「早寝早起き朝ごはん」運動の普及啓発(関連 施策3(2)、施策3(3))
- 家庭や地域における読書の啓発(関連 施策1(2)、施策2(1))
- 学校を通じた家庭教育の支援
- 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を活用した家庭教育の支援

(関連 施策5(1)、施策8(2))

- 企業や団体と連携して取り組む家庭教育支援(関連 施策8(2))
- 親の働く姿に接する「子ども参観日」の推進(関連 施策1(5))
- 子育で体験学習の推進

(2) 家庭・地域と学校との協働により地域全体で子供を育てる体制の構築

学校における日々の教育活動や、放課後児童クラブ、放課後子供教室及び放課後・土曜日等の教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業・団体関係者などの地域人材等の参画により、子供たちの多様な学びや体験を支援し、地域における教育の質の向上を図ります。

また、学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図るとともに、活動に携わる人々の交流を促進します。

さらに、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入の拡充と運営の充実を図り、 保護者や地域住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校づくり」を推進します。

- 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実(関連 施策5(1)、施策8(1))
- 地域学校協働本部の推進(関連 施策5(1)、施策6(3)、施策9(1))
- 「新・放課後子ども総合プラン | の推進
- コミュニティ・スクールの導入促進(関連 施策5(1))
- 地域コーディネーター等の育成
- 学校・家庭・地域が一体となって取り組む教育環境づくりの推進(関連 施策8(1))
- 高等学校と大学との連携の支援
- 学校内外の教育相談体制の充実(関連 施策2(2)、施策6(3))
- 外国人児童生徒等の教育に対する支援(関連 施策7(4))
- 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実(関連 施策4(2))

(3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化

教職員が、児童虐待の防止及び適切な早期発見を行えるよう、学校や教育機関等の職員を対象と した児童虐待に係る研修などを通じて虐待への対応力の向上を図るとともに、市町村や児童相談所 などの関係機関との連携を強化し、児童虐待への円滑な対応を目指します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制 を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な 圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。

さらに、いじめや児童虐待、子育ての不安など、子供に関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭 110 番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じるなど、相談機能の充実を図ります。

- 教育機関等職員への研修の充実・強化
- 要保護児童対策地域協議会の機能向上の推進
- 子どもに関わる相談機能の充実

施策9 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

【現状と課題】

今、我が国では、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生 100 年時代」の到来が予測されています。また、超スマート社会 (Society5.0) の実現に向けて、ビッグデータやAIの活用などの技術革新が急速に進んでいます。そうした社会の急激な変化の中、生涯を通して社会で活躍していくためには、学校卒業までに身に付けた知識や能力だけではなく、社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や技能を身に付けていくことが重要です。

人生 100 年時代においては、全ての人が生涯を通じて自ら設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

また、働き方の多様化により、フルタイム労働以外の柔軟な雇用形態が増え、さらに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の進展もあいまって、労働時間の短縮も見込まれる中、これからは一人一人が仕事以外の時間をいかに創造的、生産的に過ごすかが重要性を増してきます。さらに、そうした時間を生かし、自らのチャンスや可能性を拡大できるよう、そのための学び直しの機会を、いかに社会全体で提供できるかが大きな意味を持ってきます。

そのためには、今後、社会に出た後も、誰もが学び続けることができ、その成果を社会で生かす ことができる、生涯学習社会を実現することが重要です。

このため、公民館や生涯学習センター、図書館等の社会教育施設において地域住民に向けた学習機会の場を提供するとともに、その成果が評価され、獲得した知識・技能を地域社会で生かすことができる仕組みづくりが求められます。

さらに、障害のある人が、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯 学習施設等を利用して生涯学習の機会が提供されることが求められます。

- ・ 県民が居住地域や職業、年齢、性別などにかかわらず、誰もが必要に応じて学習できるよう、 多様な学びの場の充実に努めます。
- ・ 地域ぐるみで生涯学習の推進に取り組み、誰もが学習の成果を生かすことができる場づくりを 推進します。
- ・ 障害のある人が、その一生を通して、自らの可能性を追求できる環境を整え、積極的に社会参画できる取組を推進します。

(1) 県民への多様な学習機会の提供

学校や家庭、まちづくり・福祉等の関係部局、社会教育関係団体、NPO、大学等、多様な主体と連携して社会教育・生涯学習の推進体制を整備するとともに、住民のニーズに応じて多様な学習機会を提供する取組を推進します。

また、この取組の推進に向けて、県の生涯学習情報提供システムの充実を図るとともに、各種団体等で実施されている講座等の紹介や表彰などにより講座の充実を図ります。

さらに、社会教育や生涯学習に関する専門性を有する社会教育士の活用を図り、地域社会が一体となった取組を推進します。

- 学ぶ場と学ぶための情報提供の充実(関連 施策1(2)、施策10(3))
- 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供(関連 施策1(2)、施策10(3))
- 県立学校開放の推進
- 社会教育主事・指導者の養成
- 社会教育関係団体の育成
- 生涯学習センターにおける社会教育関係者等とのネットワークづくり
- 地域学校協働本部の推進(関連 施策5(1)、施策6(3)、施策8(2))
- 県立図書館の機能の充実(関連 施策1(2)、施策10(3))
- 教員を目指す学生への出前講座や情報の提供(関連 施策6(1))
- 大学等の高等教育機関と自治体の連携による地域活性化の促進
- 私立学校による地域貢献活動の促進

(2) 生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に 生かすことのできる生涯学習社会を推進していきます。

県の生涯学習センターで行っている「まなびシステムちばネット」の充実を図るとともに、県民の 学習成果を適切に評価していきます。あわせて、小学校段階から、生涯学習関連講座の受講に対する 学習成果の蓄積を支援します。

また、人材を育成する講座やネットワークづくりを通して、学んだことを社会で生かすことができる機会を作り出していきます。

- 学んだ成果が適切に評価されるシステムづくり
- 学んだ成果やキャリアを地域や学校教育に生かす取組の推進(関連 施策2(3))
- 社会教育施設を拠点にした地域コミュニティ形成の推進
- 社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進(関連 施策2(1)、施策2(3))

(3) 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう支援するため、関係機関や団体等、多様な主体と連携・協働しながら実践的な研究を行い、生涯を通じた学びについて、一層の充実を図ります。

また、さわやかちば県民プラザや県立図書館等の生涯学習に係る施設において、障害のある人が 学校卒業後も生涯にわたって主体的に学び続けることができる機会の充実に努めます。

さらに、障害の有無にかかわらずスポーツ・文化芸術活動を通して、地域の人々と感動を共有 する機会の充実を図ります。

○ 障害者への学びの支援

基本目標4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

施策10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

【現状と課題】

海外から来日する外国人旅行者は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機に、この10年間で4倍以上に増加しています。諸外国との直接的な玄関口である成田国際空港を擁する本県においても、県内の外国人宿泊客数が年々増加傾向にあります。

こうした中、千葉県の子供たちが将来、世界を舞台に活躍することができるよう、子供たちが郷土 や国を愛する心や誇りを持ち、自信を持って郷土や国の特色・魅力を発信するとともに、 グローバル社会に対応するために必要な資質・能力を育むことが重要です。

このため、子供たちが、郷土の歴史や伝統文化にふれ親しみ、身近なものとして学ぶとともに、 主体的に課題を発見して解決する力、創造力、発想力、他人と協働するリーダーシップ、チームワーク、 コミュニケーション能力、豊かな感性、多様性を尊重する態度などを育成する取組を推進すること が求められます。

また、急速な少子高齢化による地域社会の衰退等を背景に、地域の芸術や祭りの担い手不足、地域社会における歴史文化資料の継承が、本県においても課題となっています。

このため、県民が質の高い文化芸術や、日本の伝統文化、地域の歴史文化資料に触れ、親しむ機会の充実に向けた環境づくりを進めることとともに、学校における地域の伝統文化等についての学習活動の充実に向けた支援や、地域の文化財について理解を促す取組を通じて、文化財の適切な保存・継承を支援し、活用に対する機運の醸成を図る必要があります。

- ・ 郷土や国の歴史や伝統文化を子供たちが受け止め、継承・発展させ、子供たちに郷土や国を 愛する心や誇りを育むための教育を推進します。
- ・ 子供たちがグローバル社会において必要となる資質・能力を身につけ、国際社会の担い手と なるための教育を推進します。
- ・ 県民が日本の伝統文化等に触れ、親しむことができる環境づくりや、文化財の保存・継承、活用 を促進します。

(1) 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進

次代を担う子供たちが郷土や国の歴史や伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国を愛する心や誇りを持ち、自信を持って発信することができる力を育むための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の生き方などに関する学習活動を推進します。

- 「ちば・ふるさとの学び」の取組の推進
- 美しい日本語に触れ、日本語の理解を深める教育の推進
- 郷土と国の発展に尽くした人々を学ぶ機会の提供
- 邦楽や茶道など伝統文化の指導者による授業、部活動等への支援
- 国旗・国歌の意義や大切さの理解を深める取組
- 海外から見た日本を知る機会の提供

(2) 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

国際的な課題や世界の歴史・文化・宗教などについて教科・科目を横断した取組を充実し、 日本人としての自覚とアイデンティティを確立し、異文化理解を重視した教育活動の推進を図ります。 また、海外留学に関する支援や姉妹校交流、短期海外派遣等の事業を充実させ、海外留学に対する 機運の醸成を図ります。

- グローバル化に対応する教育環境の構築
- 国際的に活躍できる人材の育成
- 高校生等の海外留学の促進
- 教育旅行や留学生交流など国際交流の促進
- 産業教育関係高校における国際貢献の促進
- 幕張アジアアカデミー事業「アジア総合学科」の実施
- ホストファミリーの奨励

(3) 文化にふれ親しむ環境づくり

障害の有無や年齢、性別にかかわらずあらゆる人々が文化芸術を享受するために、博物館や文化施設等の様々な場での機会の提供や学校教育における文化芸術活動の充実など、文化芸術にふれ親しむ環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化や歴史文化資料が次世代へ継承され、地域活性化につながる取組を行います。

また、関係機関や幅広い分野との連携を強化し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。

さらに、郷土の文化財を活用した、地域の歴史や伝統文化についての学習活動や、埋蔵文化財への 理解を深めるための取組を推進し、文化財の保存・継承に向けた機運を醸成します。

- 博物館機能を活用した文化振興
- 文化芸術の鑑賞、体験する機会の充実
- 伝統文化の保存・継承
- 郷土食の講座・体験事業の実施(関連 施策3(3))
- 県内文化財情報等の提供
- 博物館・美術館や文化財等を活用した学習支援(関連 施策1(1))
- 日本が誇る伝統芸能や地域に根ざした民俗芸能との触れ合い体験の推進
- 国・県指定文化財の保存整備の支援
- 文化財の公開・活用の支援と推進
- 県立博物館を活用した体験活動(関連 施策1(1))
- 千葉県資料や県民の役に立つ資料・情報の蓄積・提供(関連 施策1(2)、施策9(1))
- 県立図書館の機能の充実(関連 施策1(2)、施策9(1))

施策 11 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進

【現状と課題】

県が実施した県民のスポーツに関するアンケート調査によると、週1回以上スポーツを行っている人の割合は全国の平均と比べ高くなってきましたが、子育て・働き盛り世代は他の世代と比較すると低く、さらなる向上が求められます。また、県民の健康・体力づくりに関しては、将来の介護予防や生活の質の維持の観点からのロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防、健康寿命の延伸、さらには障害のある人にも配慮したスポーツ環境の整備など、スポーツに対するニーズが多様化しています。

こうした中、本県において東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 8 競技が開催 されることは、スポーツへの関心を高め、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを再認識 する絶好の機会となります。こうした機会を捉え、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しむことが できる環境づくりを進めるとともに、スポーツによる地域の活力づくりにつなげていくことが重要です。

本県では、平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」において示された体育・スポーツの施策に関する基本的な理念と施策の方向性の下、計画的・継続的にスポーツの振興に関する様々な取組を推進してきました。

今後も引き続き、県民が身近な場所でスポーツが行える環境の整備や、スポーツの場や機会に関する情報の提供、スポーツによる健康への影響や効果の積極的な発信により、県民の誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが求められます。

また、障害者スポーツにおいては、障害者が利用できる施設や、障害者スポーツの指導者・ボランティア数の不足といった課題が見られます。障害のある人が気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、スポーツを通じた障害者との交流や障害への理解を促進し、共生社会の実現につなげることが求められます。

さらに、本県にゆかりのある選手が日本や世界の「ひのき舞台」で活躍することは、県民に大きな 感動や勇気、希望、誇りを与えます。将来、活躍が期待される選手の発掘・育成・強化や指導者の 養成に加え、県民のためのスポーツ施設の再整備等を進めることが求められます。

- ・ 県民がライフステージに応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツの場、機会、情報 の提供に努めるとともに、スポーツ指導者の養成や県民のためのスポーツ施設の再整備等を進め ます。
- ・ 障害のある人が気軽にスポーツに親しむことができるよう、施設・指導者等の環境整備や、スポーツを通じた共生社会の実現に努めます。
- ・ 将来、日本や世界を舞台に活躍する選手の発掘・育成・強化に取り組みます。

(1) 人生を豊かにするためのスポーツの推進

誰もがスポーツを通じて、生きがいのある豊かな人生を歩むことができるように、身近な場所でスポーツが行える総合型地域スポーツクラブの活性化やスポーツ指導者の養成、活用を図ります。

また、県民が気軽に参加できるスポーツイベントや各種大会等の、スポーツの場や機会に関する情報を提供したり、県立スポーツ施設の無料開放や県立学校の体育施設の開放を推進したりすることで、日常生活の中での運動習慣の定着を図り、スポーツの楽しさなどを実感できるよう取り組みます。さらに、スポーツ施設については、県民が安心・安全に利用できるよう、施設の耐震性能や利便性の向上に努めます。

加えて、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器の機能低下によって起こるロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動による健康への影響や効果の積極的な発信を行います。

- ライフステージに応じたスポーツの推進
- 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進
- スポーツ環境の整備
- スポーツを通じたネットワークの充実・拡大
- 誰もが参加できるみんなのスポーツの推進
- スポーツを通じた地域の活力づくりの推進

(2) ともに楽しめる障害者スポーツの推進

障害のある人とない人の障害者スポーツ交流試合を実施し、障害者スポーツの周知を図ります。 また、市町村へコーディネーターを派遣し、スポーツ体験会や教室等を開催するとともに、貸出用 競技用具の充実を図るなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備します。

さらに、障害のない児童生徒等への障害者理解教育をはじめとして、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの普及など様々な取組を通して、「心のバリアフリー」の考え方を広め、障害についての理解促進に努めます。

○ 障害のある人のスポーツ推進

(3) 競技力の向上

国内大会やオリンピック・パラリンピック、国際大会において活躍が期待される選手の発掘・ 育成・強化や指導者の養成に継続的に取り組むとともに、競技力向上のための環境整備やスポーツ 医・科学の活用などの事業を推進します。

- 千葉県競技力向上推進本部等による支援
- 競技力向上のための環境整備
- 障害者アスリートへの支援



第4章 🚃

計画の推進にあたって

■ 県民一体となって取り組む体制づくり

(1) これからの教育行政

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、「総合教育会議」の設置、「大綱」の策定など、知事と教育委員会との連携の強化に向けた様々な改革が行われました。本県においても、総合教育会議における議論を経て、平成27年10月に「千葉県の教育の振興に関する大綱」が策定されました。教育委員会としては、大綱の趣旨を十分に踏まえ、知事と教育政策の大きな方向性を共有し、福祉、雇用労働、防災、環境、産業など関係部局との緊密な連携を図りながら、第3期計画を着実に推進し、「教育立県ちば」の実現を目指していきます。

また、教育委員会は、これまで以上に住民に開かれた教育行政を推進することが求められています。本県では、これまでも「地域の教育的ニーズに応える教育委員会」、「県民に、より開かれた教育委員会」を目指して現場重視と情報公開などに取り組んできました。これからも授業参観や教育活動の視察をはじめ、中学生・高校生との交流会、「学校を核とした県内1,000か所ミニ集会」などにおいて、子供や教職員、県民の意見を直接聞いていきます。また、市町村との意見交換等を実施するなど、県民の意向を十分に反映した教育行政を進めます。

さらに、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、県民の学校選択の自由を確保する重要な役割を果たしていることから、建学の精神に基づく教育の振興を図るとともに、公立学校との連携を推進することにより、県全体の教育の充実を図ります。

(2) 多様な主体との連携と協働

この計画をより実効性のあるものとするためには、県や市町村などの行政はもとより、各学校、 保護者、家庭、地域住民、企業・団体などが連携、協働していくことが必要です。「ふれる」、「かかわる」、 そして「つながる」という基本的な取組方針のもと、全ての大人が子供の育成に関わるという意識を 持ち、それぞれの役割と責任を果たしていくことが大切です。

学校・家庭・地域が連携した質の高い教育環境づくりを目指し、各学校を会場として開催しているミニ集会などを基盤として、教育を核とした新しい地域コミュニティの構築を促進し、多様な主体と連携、協働していく体制づくりに努めます。

教育委員の活動として、学校現場や市町村教育委員会等との連携促進において、引き続き教職員や市町村教育委員会委員等と教育に関する意見交換を行い、双方の立場や役割について理解し、連携協力体制の強化に取り組みます。また、教育委員が学校等を視察することにより、学校教育などの実施状況を把握し、教育施策の点検・評価を行うとともに、教育委員会の活動の積極的な情報発信を行います。

(3) 教育投資の充実

現在我が国は、人口減少、少子・高齢化社会の急激な進行や、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新の進展、超スマート社会 (Society 5.0) の到来など、時代の大きな変革期にあります。

こうした状況の下で、元気な千葉県をつくっていくためには、県政発展の基盤である人づくり、 それを担う教育に力を注ぐことが必要です。

一方、本県の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、当面はこのような状況が続くことが予想されます。予算の効率的、効果的な活用に十分留意するとともに、県民の理解を得ながら、この計画の実現に必要な予算の確保に努めます。また、国に対して教育予算の拡充や教職員定数の改善などを積極的に働きかけ、教育投資の充実を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、有識者の知見も活用しながら実施し、毎年度その結果を公表します。さらに、計画全体の実施状況を評価するため、千葉県教育全体の実施状況を示す目安として「千葉県教育の『あるべき姿』」を、また、各施策の成果を示す指標として「施策実施指標」を設定します。

(1) 千葉県教育の「あるべき姿」

千葉県教育の目指す姿として、「子供の姿」、「学校の姿」、「家庭・地域の姿」、「県民の姿」を定めています。これらの4つの姿がどれだけ実現できているかを数値化し、千葉県教育全体の実施状況を示す目安として、以下の3つの項目を設定しました。これらの数値が長期的に更に増加することを目指し、第3期計画に掲げた各施策を推進していきます。

項目	現 状 (基準年度)
【子供の姿】 学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に 関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した児童生徒の割合	※ (令和2年度)
【学校の姿】 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校運営」に 関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	88.0% (平成 30 年度)
【家庭・地域の姿】【県民の姿】 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が 連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合	85.2% (平成 30 年度)

[※] 令和2年度より新たに調査を行うため、現状値は掲載していません。

(2) 施策実施指標

第3期計画に掲げた各施策の実施状況を数値化するため、以下の指標を設定します。各指標の達成状況を踏まえ、施策・取組の実施状況を明らかにするとともに、それぞれの施策・取組の課題を分析し、その後の取組の方向性について検討します。

施策	項目	現 状 (基準年)	目標(令和6年)
	主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合	小 28.6% 中 23.3% (平成30年度)	小 100% 中 100%
1 人生を主体的に切り拓く ための学びの確立	児童生徒のICT活用を指導する 能力	68.1% (平成30年度)	100%
	生徒の卒業段階における英語力 (中 CEFR A1レベル、高 C EFR A2レベル)	中 52.3% 高 40.9% (平成30年度)	中 60% 高 60%
2 道徳性を高める心の教育	「道徳の授業で学んだことは、必要の あることだと思う」と考える児童 生徒の割合	- (令和元年度)	肯定的な回答 85.0 % 以上を 維持します
の推進	本県のいじめの認知件数に占める、 いじめの解消しているものの割合	82.0% (平成 29 年度) ※全国 85.8%	国 と 同 程 度 (±1%)の解消率 を維持します。
3 生涯をたくましく生きる ための健康・体力づくり の推進	小学校における新体力テスト (8種目80点)の平均点	49.2点 (平成30年度)	50.0 点
4 共生社会の形成に向けた 特別支援教育の推進	幼・小・中・高等学校において作成 した「個別の教育支援計画」や「個別 の指導計画」を学年間、他校種への 引継ぎ資料として活用した割合	- (令和2年度)	*
5 人間形成の場としての 活力ある学校づくり	児童生徒の登下校時における交通 事故死傷者数	死亡者 1人 負傷者 682人 (令和元年)	死亡者をなくし、 負傷者は減少を 目指します
	私立学校における教員一人当たりの 生徒等の数	17.3 人 (平成30年度)	減少を 目指します
6 教育現場の重視と教員の	組織的・継続的な研修を行っている 学校の割合	小 75.5% 中 59.6% (平成30年度)	小 100% 中 100%
質・教育力の向上	県教育委員会が実施する調査等の 縮減	276件 (令和元年度)	減少を 目指します

施策	項目	現 状 (基準年)	目標(令和6年)
7	公立学校における学校内外の機関等 で相談・指導等を受けていない 不登校児童生徒の割合	37.8% (平成30年度)	減少を 目指します
を 多様なニーズに対応した 教育の推進	公立高等学校における中途退学生徒 の割合	1.31% (平成30年度)	減少を 目指します
	千葉県子ども・若者総合相談センター における相談件数	1,079件 (平成30年度)	1,300件
8 家庭教育への支援と家庭・ 地域との連携・協働の 推進	地域学校協働本部が整備された 小中学校の割合	38.7% (令和元年度) ※全国50.5%	全国平均以上 を目指します
	コミュニティ・スクールを導入した 学校の割合	6.3% (令和元年度) ※全国21.3%	全国平均以上 を目指します
	千葉県生涯学習情報提供システム 「ちばりすネット」の情報登録件数	5,510件 (平成30年度)	増加を 目指します
9 人生100年時代を見据えた 生涯学習の推進	県立生涯学習施設(少年自然の家・ 青年の家、さわやかちば県民プラザ) の主催事業の参加者数	少年自然の家・青年の家 30,442 人 さわやかちば県民ブラザ 80,059 人 (平成30年度)	増加を 目指します
10 郷土と国を愛する心と 世界を舞台に活躍する 能力の育成	学校・社会教育施設等における 出土文化財の活用件数	118件 (平成30年度)	150件
	留学・研修旅行のために出国した 生徒の人数(県立高校)	- (令和元年度)	増加を 目指します
11 「するスポーツ」「みる スポーツ」「ささえる スポーツ」の推進	成人の週1回以上のスポーツ実施率	48.7% (平成30年度)	60%

※ 施策4の指標「幼・小・中・高等学校において作成した『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』 を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合」については、令和2年度に調査を行った 上で目標を設定します。



資料編

◆◆◆ 計画策定の経過 ◆◆◆

◆ 次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会

第3期教育振興基本計画策定に向けて、教育に関する課題等を整理し、幅広い視点から意見交換を行うため、平成30年5月に設置しました。

○ 委員及び特別委員

(委員)

(女具)			
	氏:	名	役 職
天	<u>华</u>	茂	千葉大学 特任教授
大	H ;	紀子	千葉県PTA連絡協議会 会長
貞	廣	斎 子	千葉大学 教授
銭	谷	真 美	東京国立博物館 館長
中	山	理	麗澤大学 学長

(特別委員)			
氏	名	担当分野	役 職
明石	要 一	学校指導体制の整備	千葉敬愛短期大学 学長
久留島	浩	体育・スポーツと文化の 振興	国立歴史民俗博物館 館長
佐藤	愼 二	特別支援教育	植草学園短期大学 主任教授
白 水	始	子供の資質・能力の向上	東京大学 教授
鈴木	みゆき	家庭・地域の教育力の充実 と活用	国立青少年教育振興機構 理事長
永 田	繁雄	道徳教育の充実	東京学芸大学・教職大学院 教授
浪越	一喜	体育・スポーツと文化の 振興	帝京大学 教授
藤川	大 祐	子供の資質・能力の向上	千葉大学 教授
保坂	亨	いじめ・不登校防止	千葉大学 教授

(教育現場の代表)

_				
	氏	名	担当分野	役 職
	百瀬	明宏	学校教育	秀明大学教育研究所 副所長
	藤田	武	社会教育	さわやかちば県民プラザ 所長

○ 実施日・場所

会議	実施日	場所
第1回	平成 30 年 7 月 31 日 (火)	TKP ガーデンシティ千葉
第2回	平成30年9月3日(月)	ホテルポートプラザちば
第3回	平成30年10月15日(月)	千葉県教育会館
第4回	平成30年11月2日(金)	ホテルポートプラザちば
第5回	平成31年1月15日(金)	千葉県教育会館

○協議の内容

会議	協議テーマ・意見交換の内容
第1回	・自己紹介を含む教育全般に係る意見
第2回	・子供の資質・能力の向上道徳教育の充実
第3回	・学校指導体制の整備 ・いじめ不登校防止、特別支援教育、魅力ある学校づくり 等
第4回	・家庭・地域の教育力の向上と活用 ・体育・スポーツと文化の振興
第5回	・6 つのテーマに関する追加の意見、千葉県教育の目指す姿

○ 主な意見

- ・ 「教育立県ちば」として、国の教育政策に先駆け、都道府県をリードする特色ある教育政策を 打ち出し、具体化を図るとともに、我が国の教育に責任ある役割を果たし、位置を占める、教育県 を目指してほしい。
- ・ 学校統廃合への対応など、教育力の地域間格差を解消するために、県が積極的に市町村をリード してほしい。

- ・ 予想もしなかった事態に直面しても、子供たちが解決策を他者と一緒に練り上げたり、新たな価値を 創造したりするためには、学校教育の中で、子供たちにレジリエンス(打たれ強さ)を育てることが大事で ある。
- ・ 子供たちに、現代社会の課題を実践的に解決するための資質・能力(OECDが言うキー・コンピテンシーが近い)の育成が大切である。そのためには、産学官連携による千葉県のリソースを生かした教育に取り組む必要がある。
- ・ 授業を変えれば子供が変わる。授業改善のためには、埼玉県が取り組んでいるように教員同士が協働 で授業を研究する体制の支援が必須である。
- ・ 「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」に位置付けられたが、千葉県独自の郷土・地域教材の開発と 活用を推進するとともに、全国に先駆けて取り組んでいる高等学校の「道徳を学ぶ時間」の一層の充実 を図ってほしい。
- ・ コミュニティ・スクールを推進するためには、PTA会長経験者等をコーディネーターとする地域学校 協働本部とセットで進めるとよい。
- ・ 今後は、いじめや不登校の原因の一つとなっている子供の貧困問題への対応が、第3期基本計画策定に向けての大きな課題である。
- ・ 市町村教育委員会と連携して、小学校、中学校の「通常学級」での特別支援教育、「通級による指導」、 「特別支援学級」の一層の充実を図る必要がある。
- ・ 家庭教育への支援は、保護者がセルフ・エンパワーメント(自己強化、主体的行動の強化)ができるような支援を目指すとともに、支援を受けた保護者が支援をする側に育つという支援の循環システムづくりが必要である。
- ・ 総合型地域スポーツクラブは、スポーツを通じた健康増進、子育て支援、障害者スポーツに取り組むなど、地域住民が参画する地域づくりに大変有効であるので、市町村に総合型地域スポーツクラブの設置を一層働きかける必要がある。
- ・ 子供と一緒に学区を歩いて、学区の歴史を学ぶ学習に取り組んでほしい。今ならまだ江戸時代の痕跡が残っており、学区の中の文化財、歴史的遺跡について学ぶことができる。水害や津波など、歴史に学ぶことはとても大事である。
- ・ 訪日の外国人だけでなく、これからは外国人労働者も増加する。国際化、グローバル化を考えると、 子供たちに異文化理解力、コミュニケーション能力、人間関係能力などの資質・能力の育成が必要で ある。
- ・ 子供たちに自尊心を育てる必要がある。そのためには、家庭では両親が、学校では教員がロール モデルとなる必要がある。そして、教員が自信を持って教育を行い、子供の人間性をきちんと評価し、 尊重することが大切である。

◆ 次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を実現する有識者会議

第3期千葉県教育振興基本計画の策定に向けて、千葉県教育の施策や具体的な取組について意見を聴くため、平成31年4月に設置しました。

○ 委員及び特別委員

(委員)

氏	名	役 職
天 笠	茂	千葉大学 特任教授
大 田	紀子	千葉県 P T A 連絡協議会 顧問
久留島	浩	国立歴史民俗博物館 館長
最勝寺	奈 苗	KDDI株式会社 理事
貞廣	斎 子	千葉大学 教授
銭 谷	真 美	東京国立博物館 館長
鈴 木	みゆき	国立青少年教育振興機構 理事長
中 山	理	麗澤大学大学院 特任教授
福中	儀 明	千葉県私立中学高等学校協会 副会長
渡部	茂樹	千葉県経営者協会 専務理事

(特別委員)

氏	名	担当分野	役 職
岩崎	久美子	志を持ち、未来を切り拓く、	放送大学 教授
藤 田	晃 之	ちばの子供の育成	筑波大学 教授
宮崎	英 憲	家庭と地域の絆を深め、 全ての人が活躍できる環境	全国特別支援教育推進連盟 理事長
宮 本	みち子	の整備	放送大学 客員教授、千葉大学 名誉教授
友 添	秀 則	「誇り」と「安心」を育む	早稲田大学 理事
百瀬	明宏	学校の構築	秀明大学教育研究所 副所長
吉 田	研作		上智大学言語教育センター長
小笠原	匡	世界を舞台に活躍する人材 の育成と、「楽しい」「喜び」 に満ちた社会の創造	能楽師狂言方和泉流、千葉大学 客員教授
マセソン	美季		日本財団パラリンピックサポートセンター プロジェクトマネージャー

○ 実施日・場所

会議	実施日	場所
第1回	令和元年5月9日(木)	ホテルポートプラザちば
第2回	令和元年5月30日(木)	TKP ガーデンシティ千葉
第3回	令和元年7月22日(月)	ホテルポートプラザちば
第4回	令和元年8月1日(木)	TKP ガーデンシティ千葉
第5回	令和元年9月9日(月)	ホテルポートプラザちば

○ 協議の内容

会議	協議テーマ・意見交換の内容
第1回	・自己紹介を含む教育全般に係る意見
第2回	・志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供の育成 ・家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備
第3回	・家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境の整備 ・「誇り」と「安心」を育む学校の構築
第4回	・世界を舞台に活躍する人材の育成と、「楽しい」「喜び」に満ちた 社会の創造
第5回	・4つのテーマに関する意見のまとめ、第3期計画の施策体系

○ 主な意見

- ・ 千葉県の学校を、高い能力と気持ちを持った学生に選んでもらえる職場にしていただきたい。
- ・ 千葉県が持つ歴史文化資産や、質の高い博物館を活用した、千葉県ならではの教育を進めること ができるとよい。
- ・ 千葉は首都圏にありながら、非常に自然が豊かで、山も川も海もある。そうした自然の魅力を 生かした教育を、次期計画に盛り込んでいただきたい。
- ・ 部活動指導や外国人児童生徒の日本語教育、貧困家庭の子供への学習支援などに、退職後の教員 を活用することもできるのではないか。
- ・ 経団連が国に提出した意見書に、新しい教育課題に対応できる教員の養成・確保がある。 「千葉県教育の目指す姿|の中に、「教員の目指す姿|があればいいと感じている。
- · 学校教育では卒業後、必要に応じて自ら自己決定的に学習を行い、自分で学習を律することができる資質・能力を身につけさせて社会に送り出してほしい。
- ・ 子供たちに必要な資質・能力を育むためには、各教科等の学びを通じてどのような力が身に つくのかという、教科等を学ぶ本質的な意義を明確にする必要がある
- ・ 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進について、千葉県が平成30年度に実施 した実践研究事業の取組の一層の拡大をお願いしたい。

- ・ 学校の先生方も非常に忙しい中ではあるが、学校には地域連携のプラットフォームになって いただきたい。
- ・ 中高生のスポーツ権が保障できなくなり、同時に教育問題の複雑化で教員が疲弊している。 新しい学校スポーツや地域スポーツの在り方を検討する必要がある。
- ・ 教師を志望する学生の多くは中学校で大きな影響を受けており、高校選びが教師への第一歩である。高校の教員基礎コースを増やしてもいいのではないか。
- ・ 今の中高生には、自信が無い、外国語を使いたくないなど、自己肯定感が低い様子がかいま 見られる。どのように自尊心や自信を持たせるのかが一番大事である。
- ・ 千葉県でも、伝統文化にふれる環境づくりをもっと進めていただき、子供たちに本物に触れ させることが大切である。
- ・ 「『楽しい』『喜び』に満ちた社会の創造」のためには、セルフエスティーム(自己肯定感)を 高めることが大切である。
- ・ 子供たちの健やかな成長に影をさすものとして、いじめ、不登校、児童虐待、高校の中退などの 問題がある。そうした問題について、県の教育界として最大の課題として取り組んでいくことを、 どこかに書いてほしい。
- ・ 計画全体を貫く視点としては、一つに「千葉県民としての誇り」がある。これは特定の施策だけでなく、全ての施策を通じて目指すべきだが、第3期計画の案では、そこが渾然一体となっており、きれいに整理し切れていない。
- ・ 千葉県でも、Society5.0を目指し、人間的な強みを養成するような教育体制の構築を考えなくてはいけない。これまでの議論に出てきた自尊感情、誇り、志など、人間的な強みの育成という論点をうまくはめ込めると、千葉の具体的な教育方針との有機的な連関を実現するうえで、一つの突破口になるのではないか。
- ・ 有識者会議の中で、委員・特別委員からの意見のベースになっていたものは、自己肯定感と、 それぞれの人の自己実現の在り方を決して差別せずにリスペクトする、この2つではないか。 自己肯定感や志、誇りなどが基本目標全体のベースになることが分かるような立て付けにして いただきたい。

◆ 千葉県教育振興基本計画関係者会議

千葉県教育振興基本計画の策定にあたり、教育関係団体等との意見交換を行うことにより、 幅広い意見を計画に反映させることを目的に開催しました。

○ 委員及び特別委員

千葉県小学校長会	千葉県中学校長会
千葉県高等学校長協会	千葉県特別支援学校長会
千葉県国公立幼稚園協会	(一社) 千葉県私立中学高等学校協会
(一社) 全千葉県私立幼稚園連合会	千葉県私立小学校協会
千葉県市町村教育委員会連絡協議会	千葉県都市教育長協議会
千葉県町村教育長協議会	(一社) 千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会	(一社) 千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会	千葉県教職員組合
千葉県高等学校教職員組合	千葉県 PTA 連絡協議会
千葉県高等学校 PTA 連合会	千葉県特別支援学校 PTA 連合会
千葉県国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会	(一社) 千葉県子ども会育成連合会
(公財) 千葉県教育振興財団	(公財)千葉県文化振興財団
千葉県高等学校文化連盟	(公財) 千葉県スポーツ協会

千葉県小中学校体育連盟

千葉県特別支援学校体育連盟

(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会

千葉県高等学校体育連盟

○ 実施日・場所

会議	実施日	場所
第1回	令和元年5月20日(月)	千葉県教育会館 新館 501
第2回	令和元年 12 月 17 日(火)	千葉県教育会館 新館 501

○ 主な意見

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、世界中から来る方々と子供たちがつながる ことは非常に大事だと思うが、東京オリンピック・パラリンピックの大事な点にはもう一つ、 障害のある方々がごく普通に日常生活で一緒に生活ができる共生社会を目指すこともある。そう した観点も取り入れてほしい。
- ・ 第3期計画に掲載されることは、財政的な裏づけをもって実現されていくことになるのか。 かなり総花的であり、いろいろなことをみんなやりますという印象である。せっかく作るのだから、 もう少し施策を絞り込んで、予算の裏づけがあって反映されるものでなければ、もったいない。
- ・ 学校の現場は本当に大変な状況がずっと続いている。教員の数を増やすことと、待遇改善がないと学校は元気にならないのではないか。今、学校はブラックという風潮も全国的にも出ており、これが解消されないと、採用試験の志願者数も減り、結果的に教育の質も落ちてしまう。
- ・ 計画素案には「千葉県は三方を海で囲まれ、温暖な気候、豊かな自然に恵まれ」、「非常に自然が 豊かで、山もあり、川もあり、そして海もあります」とあるが、今年、私たちは、自然の猛威を経験 した。台風の被害等を受け、自然とどう関わるかといったことも指摘するべきではないか。
- ・ 1人も取りこぼさない教育と強くうたっているのは素晴らしいが、多様な困難を抱えている 子供たちを、もっと包括的に支えていくことが大事ではないか。これからはインクルーシブ教育 という視点が大事である。全てこぼさずに、皆、包括していく、支えていくという視点を明確に してほしい。
- ・ 千葉県の教育の振興を考えるのであれば、その最前線にいる教員を、私もなりたいという職場に 変えていく視点がないと、何をやってもうまくいかないと思う。このままでは、先生が1人も いなくなってしまうのではないか。
- ・ 「外国人児童生徒等の受入れ体制の整備」について、現在、幼稚園や認定こども園に通っている 幼児にも海外の方が多い。計画素案の中では、「児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう」 とあるが、幼児に対する施策も打ち出していただきたい。

◆ 中学生・高校生との交流会

「中学生・高校生との交流会」を令和元年度は県内6会場で開催し、中学生・高校生から意見を聴きました。

○ 実施日・場所

会議	実施日	場所
葛南地域	令和元年7月29日(月)	県立薬園台高等学校
東葛飾地域	令和元年8月2日(金)	さわやかちば県民プラザ
印旛地域	令和元年8月6日(火)	県立八街高等学校
海匝地域	令和元年8月9日(金)	県立匝瑳高等学校
東上総地域	令和元年7月24日(水)	県立一宮商業高等学校
南房総地域	令和元年8月6日(火)	県立袖ヶ浦高等学校

○ 参加者数

計 235 名 (中学生 133 名、高校生 102 名)

○ 主なテーマ

- ・ 中高生の読書離れと言われるようになって久しいが、どうすれば、中高生の読書時間は増えると 思うか。
- ・ 令和の新しい時代を迎え、情報化社会を生きていくうえで、中高生のスマートフォン等の上手な 使い方について考える。また、こうした情報化の時代に、社会の一員として身に着けておくべき モラル(道徳性)や規範意識、公共のマナーについて考える。
- ・ 自分の通う学校について自慢できることは何か。また、自分の通う学校をもっとよくするため に、自分たちにできること、他の学校から学べることは何か。

- ・ 地域の安心・安全のために中高生ができることは何か。~交通事故の防止やスマートフォンの 適正な使い方等について~
- ・ 地域を活性化するために中高生として何ができるか。
- ・ 障害のない人が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会を作るために、私たちができる ことは何か。
- ・ 部活動の時間について。最近、部活動の時間の削減が叫ばれているが、中高生はどう考えている のか。

◆ パブリックコメント

ちばづくり県民コメント制度に基づき、第3期千葉県教育振興基本計画(素案)について、県民からの意見を募集するため実施しました。

○ 実施期間

令和元年 12 月 14 日 (土) から令和 2 年 1 月 14 日 (火) まで

○ 提出意見数

12名、延べ71件

◆◆◆ 用語解説 ◆◆◆

ΙοΤ

Internet of Things (モノのインターネット)の略で、センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのことをいいます。

アウトリーチ型の支援

福祉や医療、保健といったサービスを利用する際、その窓口となる施設等でサービスを提供するのではなく、自宅や入院している医療機関等、サービスを受ける人がいる場所までサービス提供者が赴いてサービス提供する方法のことです。

いきいきちばっ子「元気アップ・プラン大作戦」コンクール

千葉県教育委員会が策定した「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を活用するなど して、積極的に健康・体力づくりに取り組んだ学級・学校を表彰するものです。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされています。

ウェルビーイング (主観的幸福感)

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い言葉です。1946年の世界保健機関(WHO)憲章の草案の中で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあることをいいます」と用いられています。

運動能力証

児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、活力にあふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、 千葉県教育委員会が運動能力の優秀な児童生徒に交付しているものです。

栄養教諭

栄養指導及び管理をつかさどる教員。子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身に付けさせることも目的に平成17年に制度化されました。

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略で、2001 年に策定されたミレニアム 開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものです。

外国語指導助手(ALT)

Assistant Language Teacher のことで、外国の青年が、小・中・高等学校において日本人外国語教員と協力してティーム・ティーチング (協同授業) により語学指導を行います。クラブ・部活動や教員との交流などの活動も行っています。

学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準です。およそ10年に1度、改訂しています。子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

学校を核とした県内1000か所ミニ集会

地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、 原則として県内全ての公立学校を会場に、地域住民が参加し、保護者や学校職員と学校・家庭・ 地域の様々な教育課題について語り合う、千葉県ならではの特色ある取組です。

家庭教育支援員

家庭教育支援体制を強化するために地域の身近な小学校等に配置される、家庭教育に関する情報 提供や相談対応等を専任で行う支援員を指します。

家庭教育支援研究協議会

各地域の家庭教育支援に関する現状や課題、取組を共有した上で家庭教育支援の在り方について協議し、家庭・学校・地域が一体となって子供たちを育てる環境作りを推進するため、市町村及び学校等において、家庭教育支援及び子育て支援の業務に携わっている方を対象に開催している協議会です。

家庭教育支援チーム

子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まりであり、身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりします。

家庭教育リーフレット

千葉県教育委員会が、各家庭の教育力の向上を図るため作成しているリーフレットのことを指します。基本的な生活習慣や親子のコミュニケーションなどの家庭教育のポイントをまとめており、3歳児、小学1年生、小学4年生、中学1年生の全ての保護者に配布しています。

環境学習

「環境を学ぶ」という意味を表す言葉として、環境教育と環境学習がありますが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われています。千葉県では環境教育と環境学習の総称として、環境学習という言葉を用いています。

キャリア教育

社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育です。

教育支援センター

不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校 以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と 連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織と して設置したものをいいます。

グローバル化

経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。

県立学校改革推進プラン

平成24年3月に教育委員会が策定した、平成24年度から令和3年度までの高校改革を推進するための計画です。3つの基本的コンセプト「生徒が志を持って学び、夢をはぐくむ学校」「生徒や教職員が生き生きと活動して、元気のある学校」「地域の人が集い、地域に愛され、地域とともに歩む学校」を目指すべき県立高等学校像として掲げています。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民などが、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。学校と地域が力を合わせ、互いに信頼し合い、子供たちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことがねらいです。

自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味 する言葉です。

自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識することです。他人の役に立った、他人に喜んでもらえた等、相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」等の語とは異なります。

自尊感情

自分を価値のある存在として尊重する感情であり、高い人は自分をより肯定的に捉え、低い人は 自分を否定的に考えやすくなります。

情報通信技術(ICT)

Information and Communication Technology のことです。

人工知能(AI)

Artificial Intelligence の略で、インターネット上などに存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのことをいいます。

人生100年時代

ロンドン・ビジネス・スクール教授のリンダ・グラットンが、自身の著書「LIFE SHIFT (ライフ・シフト) 100 年時代の人生戦略」の中で提唱した言葉です。世界で長寿化が急激に進み、先進国では 2007 年生まれの 2 人に 1 人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」が到来すると予測し、これまでとは異なる新しい人生設計が必要であると述べています。

スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家です。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家です。

スクールロイヤー

法的側面からのいじめ予防教育や児童生徒を取り巻く問題について法的アドバイスを行う専門家 (弁護士)です。

CEFR

Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)の略で、言語能力を評価する国際指標です。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会が発表したものです。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階の共通参照レベルが示されており、このうちA1レベルは実用英語技能検定の3級程度、A2レベルは準2級程度に相当します。

総合型地域スポーツクラブ

子供から高齢者まで、様々なスポーツを、それぞれの志向・レベルに合わせて、身近な地域で親しむことができる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブをいいます。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)

Social Networking Service のことで、インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのことをいいます。

第四次産業革命

18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第一次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第二次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第三次産業革命に続く、I o T 及びビッグデータ、A I などの技術革新を指します。

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの 活動を合わせて総称したものです。

地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等の地域と学校の連携体制を基盤とし、より多くの地域の人々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことを指します。

地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)

各地域学校協働本部における地域学校協働活動の企画・連絡調整役として、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案、学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整、地域ボランティアの募集・確保、地域学校協働本部の事務処理・経費処理、地域住民への情報提供・助言・活動促進等の役割が期待されます。

地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身に付いていない中学生等を対象に行われる、大学生や元教員などの 地域住民の協力による原則無料の学習支援のことを言います。

千葉県子どもの読書活動推進計画

計画期間を令和2年度から概ね5か年とする、読書県「ちば」を推進する計画です。

千葉県体育・スポーツ振興条例

平成22年に開催された第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」、第10回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」では、県民が一体となり、成功を収めることができました。両大会を通じて盛り上がった県民の体育・スポーツへの関心を契機とし、県民生活の一層の向上を図るため、平成22年12月に制定されました。

ちばっ子 「学力向上」 総合プラン

ちばっ子の学力向上を図るため、平成23年度から策定しているプランです。学習指導要領が 目指す学力の実現に向けた取組を、学校現場で活用しやすいよう分類整理して示しています。

ちばっ子チャレンジ 100

千葉県教育委員会が全国学力・学習状況調査(小学校の国語、算数、理科)で出題された問題を 参考に作成した学習教材であり、小学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童が 様々な場面で取り組めるものになっています。

ちばのやる気学習ガイド

生徒に学習内容への見通しを持たせ、学習意欲を高め学力向上につなげるために、千葉県教育委員会が作成した中学生向けの学習ガイドであり、すべての公立中学校に配付しています。

ちば文化

古くから伝えられた文化、様々な交流によってもたらされた文化、県内各地で取り組まれている新しい文化などが、互いに触発することで、醸成される、多様で豊かな文化です。

中位推計

県は、千葉県の将来人口について、低位(最も人口増加の少ないシナリオ)、高位(最も人口増加が 見込めるシナリオ)、中位(高位と低位の中間のシナリオ)の3つのパターンで推計しました。この 計画には、平均的な中位推計の値を採用・記載しました。

超スマート社会 (Society5.0)

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、新たな経済社会をいい、具体的には、サイバー空間と現実空間を高度に融合させ、経済的発展と社会的課題解決を両立させることのできる、人間中心の社会のことをいいます。

通級による指導

小学校又は中学校等に在籍している障害のある児童生徒が、校内又は他校にある特別の指導の場 (通級指導教室)に通い、障害の状態に応じた特別の指導を受けることを指しています。

$\bot - \vdash (NEET)$

Not in Education, Employment or Training の略で、就業せず、求職活動もしていない人のうち、 家事も通学もしていない 15 歳から 34 歳の人のことをいいます。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害のことをいいます。

「早寝 早起き 朝ごはん」

文部科学省が、幼児期からの基本的生活習慣の確立を目指して、国民運動として全国展開している取組です。また、本県では、国の取組に加えて、健康福祉部を中心に「しっかり運動 早ね 早おき朝ごはん」をスローガンとした、ライフステージ全般における生活習慣病予防のための運動に取り組んでいます。

伴走型の支援

伴走型支援とは、支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデルのことをいいます。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での 交友など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を いいます。(他者と関わらない形での外出をしている場合を含む)

ビッグデータ

インターネットや現実空間から採取される大量のデータのことです。これらのデータを解析する ことにより、新たな価値の創出や知見の発見が可能となります。

開かれた学校づくり委員会

「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を推進するため、千葉県内の全ての県立学校(コミュニティ・スクールを除く)に設置している組織を言います。当該校の校長、校長の推薦による委員(PTA関係者、教育関係者、地域の方々等)、また必要に応じて当該校の教職員が参加し、学校運営上の課題解決に向けた検討や県内1000か所ミニ集会等の企画・運営等に取り組みます。

フリースクール

不登校等、様々な事情や課題を有する子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を 行っている民間の施設を言います。

放課後子供教室

放課後等に全ての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施する事業です。

放課後児童クラブ

就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童館や 小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

ポジティブ心理学

私たち一人一人の人生や、私たちの属する組織や社会のあり方が、本来あるべき正しい方向に向かう状態に注目し、そのような状態を構成する諸要素について科学的に検証・実証を試みる心理学の一領域である、と定義されます。

ホスピタリティ

おもてなしの心のことです。

まなびシステムちばネット

県民の生涯学習を支援するシステムです。さわやかちば県民プラザ、各市町村の公民館、大学等で行われる講座の情報を提供するとともに、講座の学習計画・学習記録が書き込める「ちばネット手帳」を配布して、講座約1時間=1単位として積み重ねた単位により「奨励証」を交付しています。

遊・友スポーツランキングちば

児童生徒の体力向上を図るために、千葉県教育委員会が実施している取組の一つです。各学校の 実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に、児童生徒が遊び感覚で取り組める運動種目を紹介し、 積極的に外遊びや運動することを奨励します。

レガシー

「遺産」という意味で、国際オリンピック委員会は、オリンピックが開催都市と開催国に長期的・ 持続的な効果をもたらす「オリンピック・レガシー」という概念を提唱しています。

ロコモティブシンドローム (運動器症候群)

運動器の障害によって日常生活で人や道具の助けが必要な状態やその一歩手前の状態をいいます。運動器とは、筋肉、関節、骨など、人が移動するために使う器官のことを指します。筋力が低下したり、関節に疾患があったり、骨がもろくなっていたりすると、運動機能が低下し日常の生活に不便が生じます。こうした運動機能の低下は高齢期に入ってからではなく、初期症状は40代から始まると言われており、中年期から意識し予防する必要があります。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事と育児、介護、自己啓発、休養、地域活動、ボランティア活動など、様々な活動を自ら の希望どおり展開できる状態のことです。

第3期千葉県教育振興基本計画 次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プラン

令和2年3月

編集·発行/千葉県教育委員会 (企画管理部教育政策課)

印刷/株式会社白樺写真工芸

